

欧州主要国における第一国出願要件

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

(2023年1月発行 禁無断転載)

本レポートは、特許庁委託事業により、BOEHMERT & BOEHMERT が英語にて作成した原文について、JETRO が日本語訳を作成したものです。

この日本語訳は細心の注意を払って作成しておりますが、万一、原文とこの日本語訳の内容とが齟齬する事態が生じた場合は、原文の内容が優先されます。

本レポートを通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。

また、本レポートの内容を利用するにあたっては、本レポートの末尾に記載された免責事項についてもご参照いただくようお願いいたします。

なお、本書の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

目次

I	はじめに.....	2
II	国別情報.....	3
II.A	ベルギー (BE)	3
II.B	ドイツ (DE)	10
II.C	スペイン (ES)	20
II.D	フランス (FR)	29
II.E	イタリア (IT)	38
II.F	オランダ (NL)	46
II.G	英国 (UK)	50
III	比較表.....	61

I はじめに

本報告書は、秘密保護の対象となるか又はなり得る発明に関して、欧州で特許出願を行うための要件を扱う。より具体的には、秘密特許の最初の出願をそれぞれの国内当局に行うこと及び／又はそのような特許をそれぞれ他の国に出願するための外国出願許可の取得に関するベルギー、ドイツ、スペイン、フランス、イタリア、オランダ、及び英国の国内要件をまとめ、比較する。

調査対象国のそれぞれに多かれ少なかれ厳格な自国への最初の出願要件が存在し、秘密特許出願を他の国で行うには、一般にまず国内で許可を得る必要がある（特に、本報告書の最後の比較表を参照のこと）。例えば、異なる国の国民間の協力により、複数の国で作成された、又はそうみなされる発明の場合、関係する国のそれぞれの国内規則間の競合が問題になりかねない。そのような競合を扱う国内規則が欠落している場合が多いため、競合を国内法だけでは解決できない場合が大半である。したがって、事前にそのような状況に備え、特に法的な協力構造を契約法に基づき定義するが望ましい。それとは別に、潜在的に秘密の発明が異なる国で行われた場合、それぞれの国家機密保護措置に対する違反につき各国が定める処罰を回避するためには、個々の事件に必要な手続を明確にする目的で関係各国の所轄当局に連絡することが望ましい。

次の第 II 節では、調査対象国のそれぞれにおける秘密の発明に関する国内規則をまとめる一方、最後の第 III 節では、各国間の比較表により、本報告書の幾つかの主要な側面をまとめる。IIII

II 国別情報

II.A ベルギー (BE)

II.A.1 どのような発明が秘密保護の対象となるのか

II.A.1.1 一般的な定義

適用法の規定では、その漏洩が、領土の防衛又は国家の安全保障上の利益に反する営業秘密及び発明を扱っている（国家秘密法 1 条）。

II.A.1.2 そのような発明は主にどの技術分野に属するのか

適用法の規定は、特定の技術分野に限定していない。軍事利用される可能性が自明な営業秘密や発明（武器、弾薬、爆破、監視）が法律の範囲内に含まれることは明らかなものの、それ以外の分野も除外されない。

II.A.1.3 特許の対象とならない発明であっても、秘密保護の対象となる場合があるのか

ある。法は明示的に「営業秘密及び発明」を対象としている（国家秘密法第 1 条）。

II.A.1.4 秘密保護の対象となり得る知的財産権には（特許以外に）何があるのか

特許に加え、特許されていない発明（営業秘密）も秘密保護の対象となり得る（国家秘密法第 1 条）。その他の知的財産権は対象外である。

II.A.2 機密保護の対象となる発明がなされた場合、発明者又は出願人にどのような義務が課されるのか

II.A.2.1 一般的な守秘義務

このような営業秘密又は発明の漏洩が禁じられている（国家秘密法第 1 条）。

II.A.2.2 自国への最初の出願要件が適用されるか

ベルギーの領土の防衛又は国家の安全保障に関わり得る特許出願をベルギー以外の国で行うことは禁じられている発明の漏洩を構成する。したがって、最初の特許出願はベルギーで行わなければならない（国家秘密法第 4 条）。

II.A.2.3 外国出願許可要件が適用されるのか

国家秘密法には、外国出願許可に関する明確な規定が存在しない。

ベルギーで特許出願された発明を防衛大臣が国家秘密法に基づく調査のために取り上げる場合、明示的な許可が与えられない限り、国外への出願は禁じられる（国家秘密法第5条）。

調査の結果、保護措置が不要であると防衛大臣が判断した場合、又は措置を講じないことを経済大臣と防衛大臣が共同で決めた場合、特許付与手続が再開され、外国出願が許される。防衛大臣による評価後、領土の防衛又は国家の安全保障上の利益を保護するためのさらなる措置を経済大臣及び防衛大臣が共同で講じた場合、これらの措置の程度に応じて外国出願が可能かどうか決定される（国家秘密法第5条）。

特許出願が引き続き秘密保持命令の対象となる場合でも、NATOとの関連で1960年9月21日にパリで結ばれた防衛に関連する発明であって特許出願がなされたものの秘密を相互に保全するための協定の締約国である外国への出願であれば、（秘密の）外国特許出願の許可を取得できる可能性がなお存在する。

II.A.2.4 国家機密を構成する発明は没収され、政府に譲渡されるのか

より緩やかな措置では不十分であることが判明した場合、政府のために特許を利用する独占的権利を政府に与えることを請求するか、又は営業秘密に関する知識を政府に移転させることを経済大臣と防衛大臣が共同で要求できる（国家秘密法第3条）。

また、ベルギー国が、（独占的な）ライセンス契約を出願人と交渉することもできる。

II.A.3 所轄当局

II.A.3.1 発明が秘密保護の対象となるかどうかの審査を所轄する当局はどこか

経済大臣及び防衛大臣は、営業秘密又は発明の漏洩が領土の防衛又は国家の安全保障上の利益に反することを共同で宣言し、当該営業秘密又は発明の漏洩を一定期間禁止できる（国家秘密法第2条）。

経済大臣は、（民間防衛計画局の支援を受けて（Clerix et al., section 3.1.7.1を参照のこと））領土の防衛又は国家の安全保障上の利益を保護するための措置が必要であり得る特許出願を防衛大臣に通知することができる（国家秘密法第4条）。

また、防衛大臣（又は防衛大臣により任命された公務員、Clerix et al., section 3.1.7.1を参照のこと）は、同じ目的でなされた特許出願を職権で審査することもできる。

II.A.3.2 発明が秘密保護の対象となった場合、その発明を含む国内特許出願をどの当局に行わなければならないのか

連邦公共サービスの一部門であるベルギー知的財産庁があらゆるベルギー特許の付与を所轄する。

II.A.3.3 そのような発明を含む欧州特許出願は、どの当局に行わなければならないのか

ベルギー市民権を有するか又は居所若しくは事業所をベルギーに有する者による欧州特許出願であって、ベルギーの領土の防衛又は国家の安全保障に関係し得るものはベルギー知的財産庁に行わなければならない（欧州特許条約第 75 条(1)(b)及び経済法第 XI.82 条 § 2）。

II.A.3.4 そのような発明を含む国際特許出願は、どの当局に行わなければならないのか

ベルギー市民権を有するか又は居所もしくは事業所をベルギーに有する者による国際特許出願であって、ベルギーの領土の防衛又は国家の安全保障に関係し得るものはベルギー知的財産庁に行わなければならない（特許協力条約に基づく規則第 19.1 規則及び経済法 XI.91 条 § 2）。

II.A.3.5 外国出願許可申請はどの当局に行わなければならないのか

国家秘密法には、外国出願許可に関する明確な規定が存在しない。

II.A.4 秘密保護による制限が加えられた場合に出願人に対する補償は行われるのか

II.A.4.1 補償額

国家秘密法は、補償額を明記していない。民法の一般原則に基づき、補償は出願人が被った実際の損害をカバーするものとすべきである。

II.A.4.2 補償を受ける条件

国家秘密法は、補償を受けるための条件を明記していない。民法の一般原則に基づき、当局が講じた措置により引き起こされた損害に対してのみ補償を請求できる。

II.A.4.3 補償を請求する先の当局はどこか

ベルギー国が損害に責任を負う。補償金の額や支払に関して紛争が生じた場合、特別委員会による調停を試みることが義務付けられている（国家秘密法第 10 条）。

法定の調停の試みが失敗した場合には第一審裁判所（ブリュッセル）が補償に関係する一切の請求に対する裁判管轄を有する（国家秘密法第 11 条）。

II.A.5 秘密特許出願又は外国出願許可申請を行うための要件

II.A.5.1 秘密特許の出願要件

特許出願の通常の方式要件が適用される。

ベルギー知的財産庁との通常の場合における以下の通信手段は全て許されている。手渡し、宅配便、郵送、ファックス、又はオンラインでの出願。

欧州特許出願又は国際特許出願の場合、ベルギー知的財産庁が直接の受理官庁となるよう確保できる通信手段のみを利用できる。

II.A.5.2 外国出願許可の申請要件

国家秘密法には、外国出願許可に関する明確な規定が存在しない。

II.A.6 秘密特許の付与：秘密保護の対象となる発明が特許出願に含まれていると判断された場合にその特許出願はどのように取り扱われるのか

II.A.6.1 秘密保持の対象となる発明を含む出願の実体審査はどのように行われるのか。そのような出願に特許が付与されるのか

ベルギーで特許出願された発明を防衛大臣が国家秘密法に基づく調査のために取り上げる場合、必要に応じて付与手続を停止できる（国家秘密法第 5 条）。保護措置の必要性に関する決定は、3 か月以内に行われる必要がある（国家秘密法第 6 条）。

国防大臣による照会の後、領土の防衛又は国家の安全保障上の利益を保護するためのさらなる措置を経済大臣及び国防大臣が共同で講じた場合、付与手続は中断されたままになる（経済法第 XI.23 条 § 8）。保護措置を適用する共同決定は、出願日から 6 か月以内に行われるべきである（国家秘密法第 6 条）。

それ以上の保護措置が必要とされないとみなされた場合、又は保護措置が職権若しくは出願人の請求により解除された場合には、付与手続が再開される（国家秘密法第 8 条）。

II.A.6.2 特許出願及び／又は付与された特許へのアクセスはどのように制限されるのか

出願の調査中、及び経済大臣と国防大臣が共同で講じた保護措置の期間中、ベルギー知的財産庁は特許出願又は関連する特許の秘密を保持する（国家秘密法第 7 条）。

II.A.7 外国出願許可の付与

II.A.7.1 所轄当局が外国出願許可申請を受理した場合、その申請はどのように処理されるのか。特に、申請が承認又は拒絶されるまでにどの程度の時間がかかるのか

国家秘密法には、外国出願許可に関する明確な規定が存在しない。

II.A.7.2 外国出願許可が付与されるかどうかを所轄当局が決定する際にどのような基準が適用されるのか

国家秘密法には、外国出願許可に関する明確な規定が存在しない。

II.A.8 処罰

II.A.8.1 発明が秘密保護の対象である場合、発明に関する情報を他国に漏らした場合に出願人又は発明者はどのように処罰されるのか

国家秘密法の対象範囲内にある営業秘密又は発明の漏洩が領土の防衛又は国家の安全保障上の利益に反することを漏えいした当事者が知らなかったはずかないことが証明された場合には、たとえ過失による漏えいであっても刑事犯罪となる（国家秘密法第1条）。

故意の漏洩は、5年以下の拘禁及び／又は4万ユーロ以下の罰金に処せられる（国家秘密法第13条）。

過失の結果としての漏洩は、1年以下の拘禁及び／又は8,000ユーロ以下の罰金に処せられる（国家秘密法第13条）。

II.A.8.2 発明が秘密保護の対象である場合、最初の出願要件及び／又は外国出願許可要件を遵守しなかった出願人はどう処罰されるのか

国家秘密法は、営業秘密又は発明の直接的な伝達による漏洩と、特許の外国における許されていない出願による漏洩とを区別していない。セクションII.A.8.1に明記される処罰が適用される。

II.A.8.1

II.A.9 例えば、異なる国の国民間の協力により発明が複数の国でなされ、特にこれらの国の自国への最初の出願要件及び／又は外国出願許可要件が抵触する場合、発明にはどの規則が適用されるのか

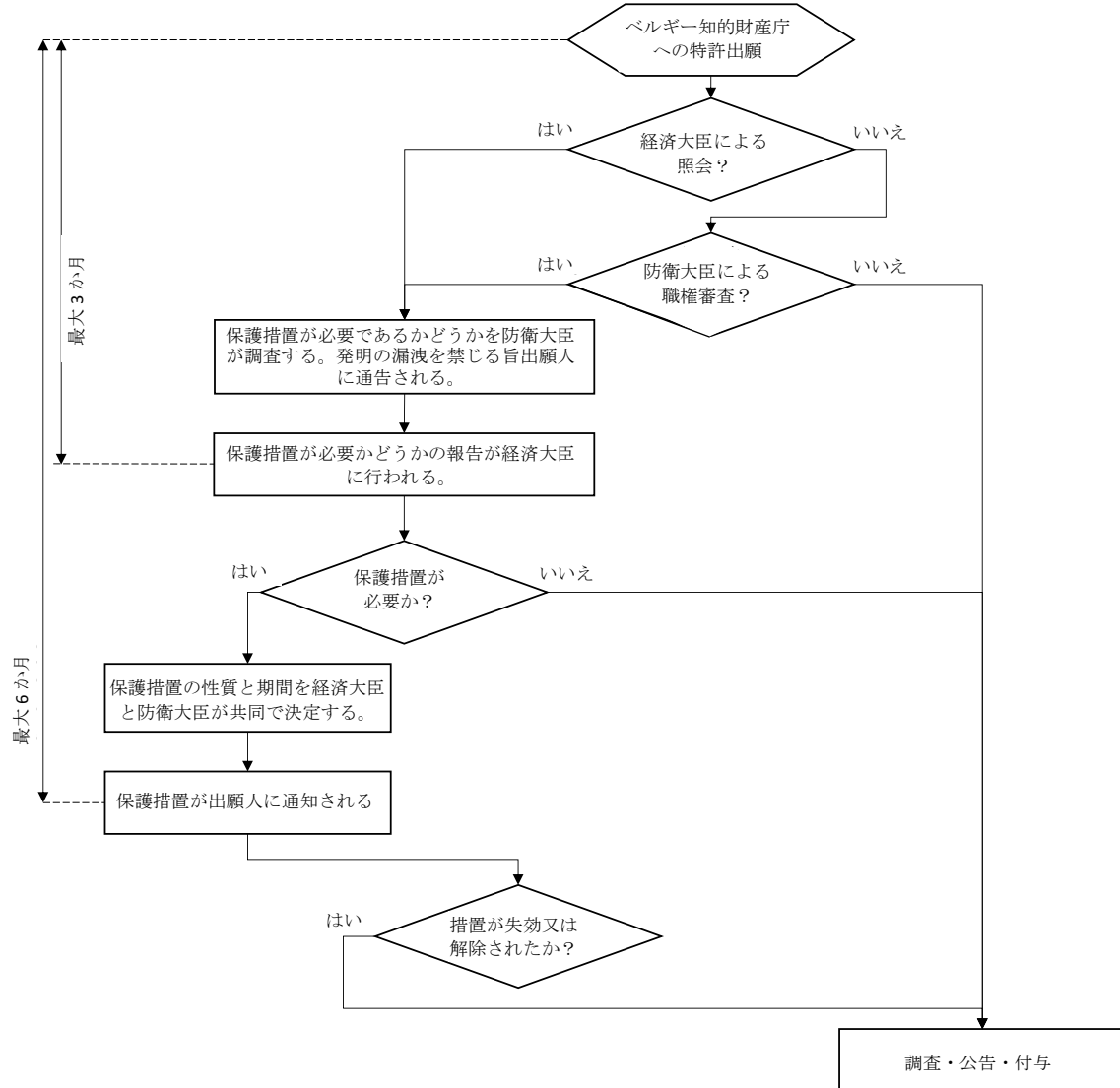
国家秘密法には、そのような状況を規律する明確な規定が存在しない。

II.A.10 特に秘密保護の対象となる発明の特許出願及び外国出願許可申請手続に関し、発明者又は出願人はどのような点に注意すべきか

ベルギーの出願人は、自己の発明が、領土の防衛又はベルギー国家の安全保障上の利益に関係するものでないかを常に積極的に評価すべきである。そうである場合、最初の特許出願は（ベルギーへの国内特許出願として、又はベルギー知的財産庁に行われた欧州／国際特許出願として）ベルギーで行うべきである。

発明が領土の防衛又はベルギー国家の安全保障上の利益に関係しない場合には、国家秘密法の規定と経済法の第 XI.82 条 § 2 及び第 XI.91 条 § 2 の規定が適用されず、特許の最初の出願を他の国で行ってもよい。

II.A.11 自国への最初の出願及び／又は外国出願許可要件に関連する手続の流れを示すフローチャート



II.A.12 略語

Clerix et al. *Octrooien in België, een praktische leidraad, Brugge : Die Keure, 2020.*

国家秘密法 領土の防衛又は国家の安全保障に関する発明及び営業秘密の漏洩及び出願に関する 1955 年 1 月 10 日の法律

ベルギー知的財産庁 ベルギー特許の付与を所轄する連邦公共サービスの一部門。

II.B ドイツ (DE)

II.B.1 どのような発明が秘密保護の対象となるのか？

II.B.1.1 一般的な定義

ドイツの国家機密を構成する発明は、秘密保護の対象となる[PatG 第 50 条(1); GebrMG 第 9 条(1)]。国家機密とは、限られた数の人々のみがアクセスできる事実、物、又は知識であって、ドイツ連邦共和国の対外的な安全保障に深刻な損害を与えるリスクを防ぐために、外国勢力から秘密にされなければならないものである[StGB 第 93 条(1)]。しかしながら、自由と民主主義の基本秩序に違反する事実、又はドイツ連邦共和国の条約相手国から秘密にされた場合に国際的軍備管理協定に違反する事実は、国家機密ではない[StGB 第 93 条(2)]。

さらに、秘密保護は、発明であって、国家防衛の理由により外国によって秘密にされており、かつ、連邦政府の同意を得て、秘密を維持する旨の条件を付して、連邦政府に信託されたものに適用される[PatG 第 50 条(4)]。これにより、外国の国家機密を構成する発明に関してもドイツの特許を外国民に付与できることが保証される。

また、互恵的な協定に基づき、ドイツ国民も、ドイツの国家機密を構成する発明に関して外国で特許を取得することができる。これらの場合、通常は相互に秘密保持を義務付ける政府間協定又は条約により秘密が保証される。そのような協定の特に関連性の高い例が、防衛関連の発明の保護に関する NATO 協定、Euratom 条約、並びにドイツと、ベルギー、カナダ、フランス、ギリシャ、イタリア、オランダ、スウェーデン、又は米国との二国間協定である[Benkard, § 50, Nos. 8-8a; Schulte, § 50, footnote 7; 及びその中の参考文献]。

II.B.1.2 そのような発明は主にどの技術分野に属するのか

主に次の技術分野からの出願に国家機密が含まれる可能性がある[GPTO リーフレット]。

- 防衛及び軍備技術、例えば、装甲、爆発物、弾薬、方向探知及び測定装置
- 核エネルギー技術、例えばガス超遠心分離機、核融合炉、プラズマ核技術など
- 貴重品と有価証券文書、例えば証券、銀行手形、身分証
- 暗号学、例えばコーディング/デコーディング・システム、通信技術

II.B.1.3 特許の対象とならない発明であっても、秘密保護の対象となる場合があるのか

はい [Benkard, § 50, No. 6]。

II.B.1.4 秘密保護の対象となり得る知的財産権には (特許以外に) 何があるのか

国家機密を含み得るのは特許出願と実用新案出願のみである。商標及び意匠出願には、国家機密が含まれ得ない[GPTO リーフレット]。

II.B.2 機密保護の対象となる発明がなされた場合、発明者又は出願人にどのような義務

が課されるのか

II.B.2.1 一般的な守秘義務

国内外両方の国家機密は、アクセスできる人々の集団を制限する必要がある。いわゆる機密情報に関する知識を与えてよいのはやむを得ない職業上の理由から必要不可欠な人々に限られる。特許弁護士を含むこの限定された集団は、ドイツの国内情報機関によるセキュリティチェックを受けなければならない。アクセス制限は、組織的な対策とセキュリティ設備により確保しなければならない。その際に通常の電子通信は一般に許されない[GPTO リーフレット]。

特に国家機密を含む出願がドイツ特許商標庁（GPTO）に行われ、秘密保持命令が発令された場合（セクション II.B.3.1 を参照のこと）、出願人もドイツ特許商標庁もその出願又はその結果として得られる特許文書を秘密保持命令の有効期間中（通常は無期限）公開することができない。さらに、発明は、一定の条件下でのみ商業的に利用できる[GPTO リーフレット]。II.B.3.1

国家機密の取扱いには特別な注意を要する。これは、その違反がドイツ刑法（セクション II.B.8 を参照のこと）に従った刑事犯罪を構成するためである。II.B.8

II.B.2.2 自国への最初の出願要件が適用されるか

国家機密を含む特許出願は、最初の出願をドイツ特許商標庁に行うべきである。そうした方法であれば、出願日を直接受けられるからである。その日は、その後の外国出願における優先日として利用できる。ただし、外国出願は、連邦国防省が許可を与えた場合にのみ行うことができる（セクション II.B.2.3 を参照のこと）。II.B.2.3

さらに、ドイツ特許商標庁は、出願を審査し、出願に国家機密が含まれると判断した場合に秘密保持命令を発令する（セクション II.B.3.1 を参照のこと）。この情報は、出願人がその後の出願戦略を決定するうえで不可欠であり、秘密保持命令が発令された場合にはそれぞれの秘密保持規則を遵守するうえで不可欠である。II.B.3.1

文献によれば、ドイツ特許商標庁に事前に出願することなく、外国特許出願許可を連邦国防省に直接申請することも原則として可能である[Benkard, § 52, No. 3; Schulte, § 52, No. 2]。しかしながら、我々の経験によれば、そのようなケースでは連邦国防省が許可しない。

要するに、最初にドイツ特許商標庁に申請しないと国外に出願する許可が得られないため、事実上そうするしかない。

II.B.2.3 外国出願許可要件が適用されるのか

国家機密を含む特許出願は、連邦国防省（BMVg）の書面による同意を得ている場合にのみ、ドイツ連邦共和国国外であることができる。この同意は、条件を付して与えることができる[PatG 第 52 条(1)]。

そのような条件は、個々の事件とそれぞれの政府間協定に左右される。出願人は通常、例えばこれらの外国における秘密保護によって引き起こされる金銭上の損失など、外国に対する損害補償請求を放棄しなければならない。出願人は、特に、その後の外国出願のための書類を、秘密出願をそれぞれの国の秘密保護規則に従って処理する権限が付与された代理人にのみ提出することで、それぞれの秘密保持規則をその後も遵守しなければならない。さらに、受理国の防衛を所轄する政府当局に出願書類の写しを提出しなければならない。

II.B.2.4 国家機密を構成する発明は没収され、政府に譲渡されるのか

いいえ。発明の国家機密としての性質により、その実施に制限に加えられるものの、これは収用に基づくものではない[Schulte, § 55, No. 2]。

II.B.3 所轄当局

II.B.3.1 発明が秘密保護の対象となるかどうかの審査を所轄する当局はどこか

ドイツ特許商標庁が受理した国際特許分類（IPC）の特定の分類に含まれる全ての特許及び実用新案の出願はまず、いわゆるオフィス 99、つまり秘密保持手続が係属しているか又は秘密保持命令が出されている特許及び実用新案に関するドイツ特許商標庁本部に送付される。秘密保持が必要とされない出願は、そこで幾つかの手順を経て「除外」される。GPTO は、その過程で連邦国防省や連邦経済技術省などの他の当局とも協力する[GPTO リーフレット]。

国家機密を含む出願が行われた場合、審査課はまず出願人の意見を聴取した後に秘密保持命令を発令する[GPTO リーフレット]。

秘密保持命令は、出願の受理後 4 か月、例外的な場合でも 6 か月の期限内に発令される。この期間の経過後もドイツ特許商標庁により決定が下されない場合、出願人は、出願が国家機密を構成しないと想定することができる[PatG 第 53 条]。

秘密保持命令が出された場合、ドイツ特許商標庁は、出願又は特許の秘密保持を継続しなければならないかどうかを毎年審査する。その必要性がなくなった場合、秘密保持命令を職権で解除する。また、出願人又は特許権者が秘密保持命令の解除を請求することもできる[GPTO リーフレット、Benkard § 50 No. 16]。

II.B.3.2 発明が秘密保護の対象となった場合、その発明を含む国内特許出願をどの当局に行わなければならないのか

国家機密を構成する発明に関してドイツの特許又は実用新案を取得するには、特許又は実用新案の出願をドイツ特許商標庁に行わなければならない。

特に、特許又は実用新案の国家機密を含んでいる可能性のある出願は、特許情報センターに提出することができない[PatG 第 34 条(2)第 2 文; GebrMG 第 4 条(2)第 2 文]。

II.B.3.3 そのような発明を含む欧州特許出願は、どの当局に行わなければならないのか

国家機密を含む可能性のある欧州特許出願は、対応する通告をドイツ特許商標庁に提出しなければならない。ドイツ特許商標庁は、出願を審査して、国家機密が含まれているかどうかを判断する。出願に国家機密が含まれる場合、ドイツ特許商標庁は、出願書類を欧州特許庁に送付しないように命ずる。命令が確定すると、当該出願は、秘密保持命令が発令された国内出願だとみなされる[IntPatÜbkG Art. II § 4]。

ドイツの国家機密を含む特許出願を欧州特許庁に直接提出する行為は処罰される[IntPatÜbkG Art. II § 14]。

II.B.3.4 そのような発明を含む国際特許出願は、どの当局に行わなければならないのか

国家機密を含む可能性のある国際特許出願は、対応する通告をドイツ特許商標庁に提出しなければならない。ドイツ特許商標庁は、出願を審査し、国家機密が含まれるかどうかを判断する。出願に国家機密が含まれる場合、ドイツ特許商標庁は、出願書類を国際事務局に送付しないように命ずる。命令が確定すると、当該出願は、秘密保持命令が発令された国内出願だとみなされる[IntPatÜbkG Art. III § 2]。

II.B.3.5 外国出願許可申請はどの当局に行わなければならないのか

ドイツ連邦国防省[PatG 第 56 条; Benkard, § 56, No. 1]。

II.B.4 秘密保護による制限が加えられた場合に出願人に対する補償は行われるのか

II.B.4.1 補償額

発明の国家機密としての性質により、その実施に制限に加えられるものの、これは収用に基づくものではない。補償は、特許権者が被った金銭的損失が衡平法に基づき不合理である限り、その損失をほぼ補償することを意図したものである[Schulte, § 55, No. 2]。

II.B.4.2 補償を受ける条件

出願人、特許所有者、又は権原承継人は、次の各条件が満たされている場合に補償をドイツ連邦共和国に対して請求する権利を有する[PatG 第 55 条; Schulte, § 55; Benkard, § 55] :

- 最初の出願がドイツ特許商標庁になされたこと、
- 発明がドイツの国家機密を構成すること、
- ドイツ特許商標庁により秘密保持命令が発令されたこと、
- 発明が特許可能であること、
- 発明を平和目的に実施できること、
- 秘密保持命令の結果として発明を実施できないこと、
- 発明の不使用により特許権者が金銭的損失を被ること、及び
- (例えば特許権者の財務状況、発明の開発のために行われた支出の額、発明者が秘密保持要件を知っていたか又は知って然るべきであったという事実、及び発明の平和以外の目的での実際の使用を考慮して) 金銭的損失が不合理であること。

補償は、支払うべきものとなった後、かつ、1 年より短くない期間に関するもののみ請求することができる[PatG 第 55 条(1)]。

II.B.4.3 補償を請求する先の当局はどこか

補償請求は、連邦国防省に提出しなければならない。それが拒絶された場合、地方裁判所に請求を提出できる[PatG 第 55 条(2); Benkard, § 55, No. 24]。

外国出願許可は、その外国に対する損害補償請求を放棄するという条件でのみ付与される。したがって、これらの外国に補償を請求することはできず、ドイツ連邦共和国に対してのみ請求できる[Mitt. 2018, 50]。

II.B.5 秘密特許出願又は外国出願許可申請を行うための要件

II.B.5.1 秘密特許の出願要件

国家機密を含む出願にも、「通常の」特許又は実用新案出願と同じ書類を用いなければならない。出願に国家機密が含まれる可能性があることを示す具体的事実がある場合は、その旨を願書とドイツ特許商標庁に送付する封筒に記載すべきである。記載のある封筒を記載のない別な封筒に入れ、ドイツ特許商標庁に送付しなければならない[GPTO リーフレット]。

外側の封筒に含めてよいのは配達に必要な情報のみである。その内容を推測するために利用され得るか又は配達物が特別な扱いを要するものであることを示す可能性のある追加記載を含めてはならない[GPTO リーフレット]。

電子出願の利用は許されないため、特許出願及びドイツ特許商標庁との通信全体を紙媒体で行わなければならない[GPTO リーフレット]。

II.B.5.2 外国出願許可の申請要件

全ての出願書類と出願先の国名を記載し、書面により請求する必要がある[Schulte, § 52, No. 4]。

秘密を保護するための形式的及び物理的な予防措置を遵守しなければならない[Benkard, § 52, No. 4]。特に、電子通信を利用することは一般に許されない。

ドイツ特許商標庁に出願し、出願人が PCT に基づくドイツ出願の優先権を主張するその後の外国出願を行うつもりである場合、外国出願の許可申請は、優先年が満了する前に連邦国防省による審査が完了するよう十分な時間内に行われなければならない[Benkard, § 52, No. 4; Mitt. 2018, 50]。

II.B.6 秘密特許の付与：秘密保護の対象となる発明が特許出願に含まれていると判断された場合にその特許出願はどのように取り扱われるのか

II.B.6.1 秘密保持の対象となる発明を含む出願の実体審査はどのように行われるのか。そのような出願に特許が付与されるのか

実体審査は、審査課が「通常の」出願と同様に行う。発明が特許可能であると判断された場合には特許が付与される。

II.B.6.2 特許出願及び／又は付与された特許へのアクセスはどのように制限されるのか

ドイツ特許商標庁により秘密保持命令が発令された場合、特許出願は公告されない。秘密保持命令が存在する付与された特許は特別な登録簿に記載され、開示されない。さらに、この場合、ドイツ特許商標庁は、一定の条件のもとでのみファイルの閲覧を許可する[GPTO リーフレット]。

秘密保持命令が解除されると（セクション II.B.3.1 を参照のこと）、特許出願又は特許が公告される[GPTO リーフレット]。

II.B.3.1

II.B.7 外国出願許可の付与

II.B.7.1 所轄当局が外国出願許可申請を受理した場合、その申請はどのように処理されるのか。特に、申請が承認又は拒絶されるまでにどの程度の時間がかかるのか

我々の経験から、ドイツ特許商標庁により秘密保持命令が発令された特許出願の場合、連邦国防省がその後の外国出願を許可するのは、通常、申請から 1～2 週間以内である。

II.B.7.2 外国出願許可が付与されるかどうかを所轄当局が決定する際にどのような基準が適用されるのか

外国出願許可は、原則として、ドイツ連邦共和国が個別に秘密保持契約を締結している国に対してのみ付与される（セクション II.B.1.1 を参照のこと）。しかしながら、審査はケース・バイ・ケースで行われる。

II.B.1.1

II.B.8 処罰

II.B.8.1 発明が秘密保護の対象である場合、発明に関する情報を他国に漏らした場合に出願人又は発明者はどのように処罰されるのか

ドイツ刑法の第 94 条以下に基づく拘禁又は罰金[GPTO リーフレット]。

II.B.8.2 発明が秘密保護の対象である場合、最初の出願要件及び又は外国出願許可要件を遵守しなかった出願人はどう処罰されるのか

拘禁又は罰金[PatG 第 52 条(2)]。

II.B.9 例えば、異なる国の国民間の協力により発明が複数の国でなされ、特にこれらの国の自国への最初の出願要件及び／又は外国出願許可要件が抵触する場合、発明にはどの規則が適用されるのか

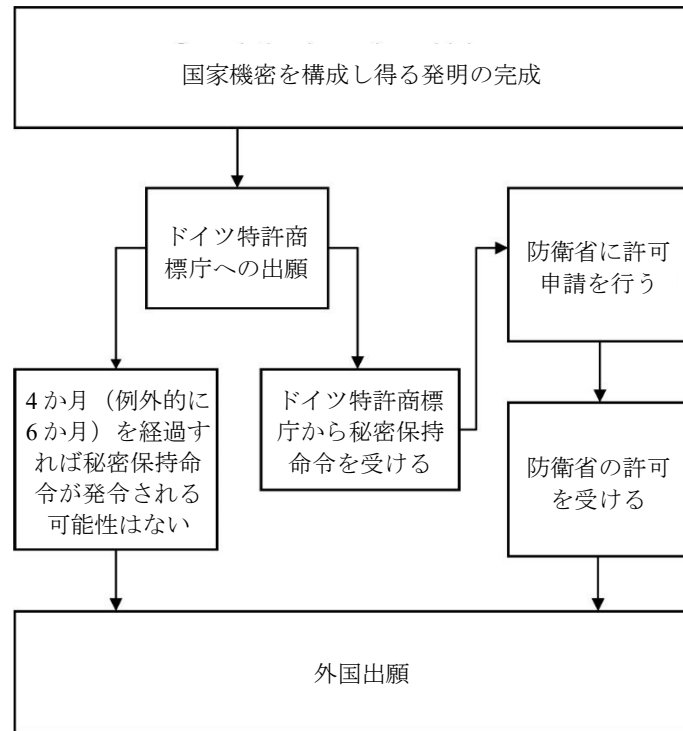
一般に、複数の国の国内規則間のこのような抵触は法律により解決されない場合がある。それぞれの政府間協定にそのような規則が存在するのは特別な場合（例えば複数国間における共同軍事プロジェクト）の場合のみである。したがって、一般には、それぞれの国の所轄当局に連絡し、個々のケースに応じて必要な手続を確認することが望ましい。

II.B.10 特に秘密保護の対象となる発明の特許出願及び外国出願許可申請手続に関し、発明者又は出願人はどのような点に注意すべきか

国家機密を構成する発明に関する通信は、厳格な秘密保護要件を満たさなければならない。特に、その後の外国出願及び外国の知的財産庁とのその後の通信のための書類は、その内容が秘密である限り、連邦国防省を介し、外交ルートを使って政府から政府へ送付されなければならない。出願人が権利の喪失を避けるためには、時間のかかる宅配便を使った配達を計画に織り込むべきである。

さらに、その後の外国出願のための書類は、機密情報をそれぞれの国の秘密規則に従って処理する権限が付与された代理人にのみ提出することができる。そのような外国の代理人をタイムリーに任命するのは出願人の責任である。

II.B.11 自国への最初の出願及び／又は外国出願許可要件に関連する手続の流れを示すフローチャート



II.B.12 略語

ドイツ特許商標庁 ドイツ特許商標庁[DPMA, Deutsches Patent- und Markenamt]
 BMVg ドイツ連邦国防省[Bundesministerium für Verteidigung]

II.B.13 出典

PatG ドイツ特許法[Patentgesetz]
 GebrMG ドイツ実用新案法[Gebrauchsmustergesetz]
 IntPatÜbkG 国際特許条約に関するドイツ法[Gesetz über internationale Patentübereinkommen]
 StGB ドイツ刑法[Strafgesetzbuch]

- GPTO リーフレット ドイツ特許商標庁 : Patente und Gebrauchsmuster für Geheimpatente,
<https://www.dpma.de/docs/patente/geheimschutz.pdf>
- Schulte Schulte, R. : Patentgesetz mit Europäischem Patentübereinkommen, 11.
Auflage, Carl Heymanns, 2021
- Benkard Benkard, G. : Patentgesetz, 11. Auflage, C. H. Beck, 2015
- Mitt. 2018, 50 Pflughoefft, Wolke : Praktische Hinweise zum Umgang mit
Geheimpatenten, Mitteilungen der deutschen Patentanwälte 2018, 50

II.C スペイン(ES)

II.C.1 どのような発明が秘密保護の対象となるのか

II.C.1.1 一般的な定義

全ての特許出願の内容は、その分野に関係なく、出願日から 1 か月間秘密にされる。スペイン特許商標庁は、当該発明が国防の利益になり得ると考える場合、4 か月以下に限りこの期間を延長することができる。ただし、そのためには、出願人にこの延長に関して通知し、かつ、特許出願の対象が国防にとって重要かどうかを国防省が判断できるように提出された特許出願の写しを直ちに国防省の用に供する。[スペイン特許法第 111 条(1), (3); § スペイン特許規則 47 条(1), (2), (3)]。

前記の目的で、発明が国防の利益になる場合を判断するために、調整に必要な手段を国防省とスペイン特許商標庁との間で確立する。国防省は、希望すれば、全ての出願ファイルにアクセスできる。[スペイン特許法第 111 条(2); 及びスペイン特許規則第 47 条(3)]。

国防省が国防の利益になる出願を検討する場合、スペイン特許商標庁に対しそれを秘密にするよう要求する[スペイン特許法第 111 条(3)]。

スペイン特許商標庁は、国防省から好ましい報告を受領したときは、当該出願又は特許の機密指定を解除することができる。[スペイン特許法第 111 条(5); スペイン特許規則第 47 条(3)]。

北大西洋条約機構に属する国において秘密と宣言され、かつ、優先権を主張する態様でスペインにおいて提出された特許出願又は特許は、宣言した国でその指定が解除されるまで、引き続き秘密規定の対象となる。かかる出願は、これを秘密として宣言した当局の明示の許可なしには、取り下げることができない。[スペイン特許法第 111 条(6); § 48(1) RD24/201]。

国防は継続的に変化しているため、スペイン法のもとで国家機密を含むとみなされ得る技術分野のリストは想定されていない。そうした技術分野は、スペイン特許商標庁と国防省によりケース・バイ・ケースで査定される。(弾丸、銃など) 秘密とみなされやすい技術分野が幾つか存在するものの、スペイン法には制限がない。

II.C.1.2 特許の対象とならない発明であっても、秘密保護の対象となる場合があるのか

はい。国防の利益になる特許出願を検討し、秘密として扱うかどうかの決定は、最終的にはその発明が特許性要件に適合しているかどうかを明らかにする発明の技術的審査を行う前に行われるためである。

上述のように、秘密を宣言された特許出願を取り下げることができない。

II.C.1.3 秘密保護の対象となり得る知的財産権には（特許以外に）何があるのか

防衛省の命令により、秘密規定が適用されるのは特許及び実用新案の出願のみである。商標、意匠、半導体集積回路の回路配置、植物品種に関する法令に関しては、国防目的で検討するための特別な体制も、これに秘密規定を適用するための特別な制度も想定されていない。

II.C.2 機密保護の対象となる発明がなされた場合、発明者又は出願人にどのような義務が課されるのか

II.C.2.1 一般的な守秘義務

特許出願又は特許が秘密規定の対象となっている間、出願人又は所有者は、発明が無許可の者に知られるのを許容するような措置を差し控えなければならない。国防省は、特許権者の請求に基づき、当該出願又は特許の全部又は一部の実施に向けた措置を、かかる措置に適用される条件を明示して許可することができる。[スペイン特許法第 111 条(4)]。

秘密と宣言された発明の内容を故意に開示する行為は犯罪であり、国防に損害を与えた場合には、2年以下の拘禁及び6か月から24か月の罰則に処せられる[刑法第 277 条]。

秘密の対象である特許出願又は特許は、秘密を宣言した当局の明示の許可なしには、取下げ、放棄し、取消し又は限定することができない。[スペイン特許規則第 53 条(1)]。

II.C.2.2 自国への最初の出願要件が適用されるか

スペイン特許商標庁から外国出願許可を取得しない限り、スペインにおいてなされた発明は、スペインで最初に出願する必要がある。[スペイン特許規則第 50 条(1), (3)]。

その意味で、スペイン特許法には、発明者の市民権のみに基づいて「出願先」を制限する規定は存在しない。発明者の市民権自体は、最初の出願をスペイン特許商標庁を通じて行うべきかどうかを決定する際に重要な問題ではない。最初の出願をスペイン特許商標庁を通じて行うべきであるかどうかを決定するにあたって重要な問題は、発明がスペインで行われたかどうか、そしてある程度までは出願人の居住地である。

出願人の登録宛先、業務宛先又は通例の居所がスペインにある場合、逆の証拠がない限り、スペインにおいて行われたものと推定される。[スペイン特許法第 115 条(3)]。

同様に、スペインで行われた発明の場合において、スペインでの先の出願の優先権が主張されていないときは、スペイン特許商標庁の明示の許可を得て行われた場合を除き、1か月の期間が満了するまで外国で特許を出願してはならない。[スペイン特許法第 115 条(1), (2)]; [スペイン特許規則第 49 条(1)]。

II.C.2.3 外国出願許可要件が適用されるのか

スペインで行われた発明の場合において、関係当事者は、スペイン特許商標庁による明示の許可がない限り、外国で特許を最初に出願してはならない。同様に、対応する許可が与えられない限り、スペイン特許商標庁への最初の出願から 1 か月の期間が満了するまで、優先権を主張して外国に出願してはならない。この許可は、関係当事者がスペイン特許商標庁に請求しなければならない。[スペイン特許法第 115 条(1), (2)]; [スペイン特許規則第 49 条(1), 第 50 条(1), (3)]。

その発明が国防の利益になり得るとスペイン特許商標庁が判断した場合、同庁は外国で最初に出願をすることの許可を拒絶し、関係当事者に通知する。この場合は、関係当事者が国防省から得た明示の許可を提出した場合に限り、許可が与えられる。[スペイン特許規則第 49 条(2), 第 50 条(4)]。

欧州防衛産業の再編及び操業を促進するための措置に関するフランス、ドイツ、イタリア、スペイン、スウェーデン、英国、アイルランド間の枠組み協定（ファーンボロウ協定）に従い、全ての出願人がこれらの国のいずれかの居住者である場合には、外国で最初の出願をすることの許可をスペイン特許庁に請求する必要はない。NATO 諸国に関しても同様の例外が想定されている。[SPTMO リーフレット]。

II.C.2.4 国家機密を構成する発明は没収され、政府に譲渡されるのか

いずれの特許出願又は既に付与された特許も、公正な補償を条件として、公共の効用又は公共の利益の理由で収用することができる。[スペイン特許法第 81 条(1)]。

収用は、発明を公有財産とし、何人も（公共の効用が国防である場合を除いて）許可を請求する必要なしに自由に当該発明を実施できるようにすることを目的とすることもでき、又は専ら国が発明を実施し、次いで当該発明の所有権を取得することを目的とすることもできる。[スペイン特許法第 81 条(2)]。

公共の効用又は公共の利益は、収用を認める法律において宣言するものとし、同法律では、また、発明は公有財産とするか又は国が特許若しくは出願の所有権を取得するかを定める。審査対象の事件は、公正な補償の設定を含め、全ての面において 1954 年 12 月 16 日の強制収用法に定める一般的手続に従わなければならない。[スペイン特許法第 81 条(3)]。

II.C.3 所轄当局

II.C.3.1 発明が秘密保護の対象となるかどうかの審査を所轄する当局はどこか

特許庁の支援を受けて国防省。特許出願の対象が国防の利益になるかどうかを国防省が判断できるようにスペイン特許商標庁が受理した全ての特許及び実用新案出願を国防省の用に供する。出願が国防の利益になるとスペイン特許商標庁が判断した場合、同庁はそれを

国防省に具体的に指摘する。[スペイン特許法第 111 条(1), (3); スペイン特許規則第 47 条(1), (2), (3)]。

秘密制度に基づいて処理された特許出願に係る手続は、エネルギー・観光・デジタル政策省の機密情報の保護に関する有効な規則に従って、許可された職員のみが閲覧可能な秘密特許登録簿に注記される。[スペイン特許規則 51 条(2)]。

秘密が解除されたときは、スペイン特許商標庁は、本規則の第 1 部に定められた関係する手続を継続する。秘密特許登録簿に行われた注記の情報は、スペイン特許商標庁に送付される。[スペイン特許規則第 51 条(3)]。

秘密制度に基づいて処理されている特許出願及びこの処理形態に基づいて拒絶された特許出願はいずれも、国防省が秘密の解除に同意するまでは、この秘密制度を維持する。[スペイン特許規則第 52 条(2)]。

秘密特許であって、秘密制度に基づくその処理の間に付与が生じたものは、付与日から国防省が秘密の解除を告示するまでの更新可能な年数にわたり、この同一の制度に基づいて自動的に維持される。その後、スペイン特許商標庁は、その旨を特許所有者に通知する。[スペイン特許規則第 52 条(3)]。秘密特許は年金納付の対象とならない[スペイン特許法第 114 条(1)]。

II.C.3.2 発明が秘密保護の対象となった場合、その発明を含む国内特許出願をどの当局に行わなければならないのか

国家機密を構成する発明に関してスペインの特許又は実用新案を取得するには、他の特許と同様に、特許又は実用新案の出願をスペイン特許商標庁に行わなければならない。秘密にするかどうかを決定するのは出願人ではなく国である。

II.C.3.3 そのような発明を含む欧州特許出願は、どの当局に行わなければならないのか

最初の出願要件に基づく欧州特許出願は、スペイン特許商標庁に提出しなければならない。同庁は、特許出願の対象が国防の利益になるかどうかを国防省が判断できるように提出された特許出願書類の写しを国防省の用に供する。

II.C.3.4 そのような発明を含む国際特許出願は、どの当局に行わなければならないのか

最初の出願要件に基づく国際特許出願は、スペイン特許商標庁に提出しなければならない。同庁は、特許出願の対象が国防の利益になるかどうかを国防省が判断できるように提出された特許出願書類の写しを国防省の用に供する。

II.C.3.5 外国出願許可申請はどの当局に行わなければならないのか

外国出願の許可申請は、関係当事者がスペイン特許商標庁に提出しなければならない。[スペイン特許規則第 50 条(1)]。

その発明が国防の利益になり得るとスペイン特許商標庁が判断した場合、同庁は外国で最初に出願をすることの許可を拒絶し、関係当事者に通知する。[スペイン特許規則第 49 条(2), 第 50 条(4)]。

II.C.4 秘密保護による制限が加えられた場合に出願人に対する補償は行われるのか

II.C.4.1 補償額

秘密特許は年金納付の対象とならない。[スペイン特許法第 114 条(1); スペイン特許規則第 53 条(2)]。

秘密が解除されたときは、特許所有者は、工業所有権公報における付与の公告時から納付を要する年次納付を行わなければならない。[スペイン特許規則第 53 条(2)]。

特許権者は、特許の秘密が保持されている期間に対する補償を国に請求することができる。かかる補償は、各年度に関して請求することができる。補償の額は当事者間の合意による。合意に達しない場合は、補償額は発明の重要度及び特許権者が当該発明を自由に実施した場合に得られたであろう利益の額を参考にして裁判所が決定する。[スペイン特許法第 114 条(2)]。

II.C.4.2 補償を受ける条件

出願人、特許の所有者、又は権原の承継人は、次の場合にスペイン特許商標庁から補償を受ける権利を有する。

- 出願が最初にスペイン特許商標庁に提出されること、
- 発明がスペインの国家機密を構成すること、
- 国防省から秘密保持命令が出されること、
- 発明が特許可能であること、
- 秘密保持命令の結果として発明が実施されないこと、
- 発明の不使用により特許権者が金銭的損失を被ること。

秘密特許の主題である発明が所有者の過失又は怠慢によって開示された場合は、特許権者は、適用され得る刑事責任を害することなく、対価に係る権利を失う。[スペイン特許法第 114 条(3)]。

II.C.4.3 補償を請求する先の当局はどこか

特許権者は、特許の秘密が保持されている期間に対する補償を国に請求することができる。かかる補償は、各年度に関してスペイン特許商標庁で請求することができる。補償の額は当事者間の合意による。合意に達しない場合は、補償額は発明の重要度及び特許権者が当該発明を自由に実施した場合に得られたであろう利益の額を参考にして裁判所が決定する。[スペイン特許法第 114 条(2)]。

II.C.5 秘密特許出願又は外国出願許可申請を行うための要件

II.C.5.1 秘密特許の出願要件

国家機密を含む出願にも、「通常の」特許又は実用新案出願と同じ書類を用いなければならない。特許を出願する際に、それが秘密として宣言されるかどうかが出願人にはわからない。

II.C.5.2 外国出願許可の申請要件

申請人及び発明者に関する完全な情報、並びにスペイン語における発明のテキストを含む書面による申請をスペイン特許商標庁に提出しなければならない。

II.C.6 秘密特許の付与：秘密保護の対象となる発明が特許出願に含まれていると判断された場合にその特許出願はどのように取り扱われるのか

II.C.6.1 秘密保持の対象となる発明を含む出願の実体審査はどのように行われるのか。そのような出願に特許が付与されるのか

守秘義務の対象である特許出願は、開示及び公告に関する場合を除き、非秘密出願の処理に類似する処理を経なければならず、かつ、当該手続は、全ての場合に、国防省及び出願所有者又はその代理人に報告しなければならない。[スペイン特許法第 112 条(1)]。

秘密制度の適用が維持されている限り、出願人のために技術水準に関する報告の公告（すなわち、調査結果に対する回答の提出、意見書の提出及び技術審査の請求）に基づいて計算される期間は、スペイン特許商標庁が出願人に対し前記の行為を前記の条件に従って実行することを許可する旨を通知するまでは開始されない。[スペイン特許法第 112 条(2)]。

特許の付与に対する異議申立を提出するための期間は、秘密制度の適用が解除され、かつ、付与が工業所有権公報において公告されるまでは開始しない。[スペイン特許法第 112 条(3)]。

II.C.6.2 特許出願及び／又は付与された特許へのアクセスはどのように制限されるのか

その付与が秘密に処理された特許は、スペイン特許商標庁の秘密登録簿に登録され、かつ、付与日から 1 年間、この制度の下で保管される。この期間は毎年更新できる、特許の所有者にその旨が通告される。[スペイン特許法第 113 条(1)]。

スペイン特許商標庁は、国防省から好ましい報告を受領したときは、当該出願又は特許の秘密制度の適用を解除することができる。[スペイン特許法第 113 条(1)]。

II.C.7 外国出願許可の付与

II.C.7.1 所轄当局が外国出願許可申請を受領した場合、その申請はどのように処理されるのか。特に、申請が承認又は拒絶されるまでにどの程度の時間がかかるのか

我々の経験によれば、外国出願許可は通常、請求を提出してから 1 週間以内にスペイン特許商標庁により付与される。

II.C.7.2 外国出願許可が付与されるかどうかを所轄当局が決定する際にどのような基準が適用されるのか

その発明が国防の利益になり得るとスペイン特許商標庁が判断した場合、スペイン特許商標庁は発明を国防省に送付し、国防省が明示の許可を与えるか、関係当事者が防衛省からの明示の許可をスペイン特許商標庁に提出するまで、外国出願許可を付与しないものとする。[スペイン特許法第 111 条(1), (3); スペイン特許規則第 49 条(2), 第 50 条(4)]。

II.C.8 処罰

II.C.8.1 発明が秘密保護の対象である場合、発明に関する情報を他国に漏らした場合に出願人又は発明者はどのように処罰されるのか

スペイン特許法の規定に違反して秘密管理の対象となる発明を意図的に開示した者は、その開示が国防を損なうことを条件として、6 か月から 2 年の拘禁及び 6 か月から 24 か月の罰金に処せられる。[スペイン刑法第 277 条]。

II.C.8.2 発明が秘密保護の対象である場合、最初の出願要件及び／又は外国出願許可要件を遵守しなかった出願人はどう処罰されるのか

II.C.8.1 の引用区以下に記載した処罰は別として、この義務が遵守されない限り、対応する特許がスペインで効力を有さない。[スペイン特許法第 152 条(2), 第 163 条(2)]。II.C.8.1

II.C.9 例えば、異なる国の国民間の協力により発明が複数の国でなされ、特にこれらの国の自国への最初の出願要件及び／又は外国出願許可要件が抵触する場合、発明

にはどの規則が適用されるのか

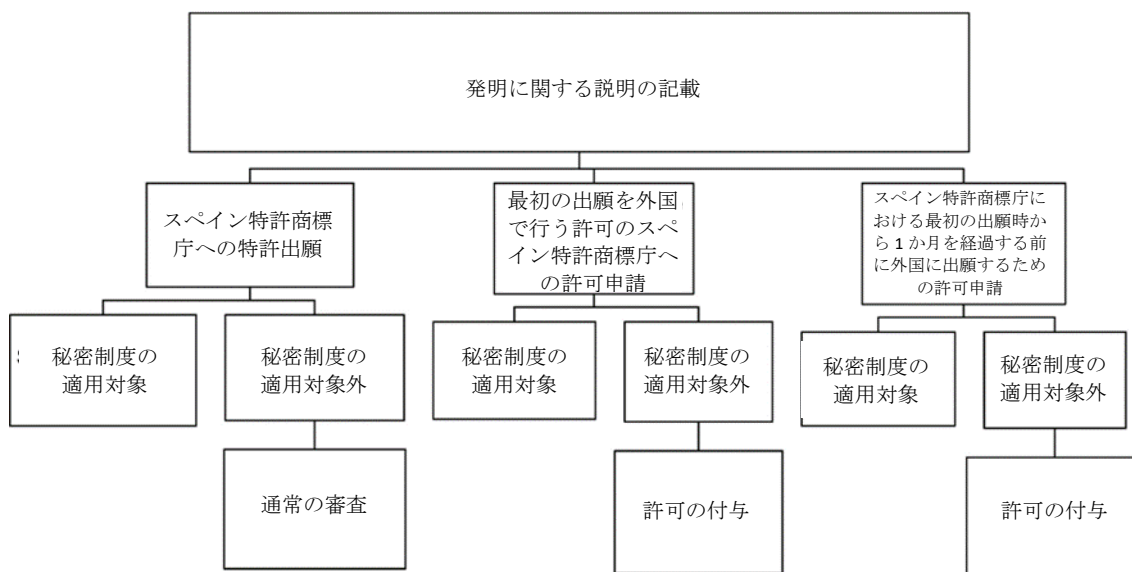
一般に、複数の国の国内規則間のこのような抵触は関係する国の一つの国内法のみでは解決されない場合がある。したがって、一般には、それぞれの国の所轄当局に連絡し、個々のケースに応じて必要な手続を確認することが望ましい。

この意味で、II.C.2.3の引用区以下で述べているように、フアンバラ協定又はNATOの加盟国のいずれかに居住する出願人に関しては、外国出願許可をスペイン特許商標庁に申請する必要はない。II.C.2.3

II.C.10 特に秘密保護の対象となる発明の特許出願及び外国出願許可申請手続に関し、発明者又は出願人はどのような点に注意すべきか？

国家機密を構成する発明に関する通信は、厳格な秘密保護要件を満たさなければならない。さらに、特許出願書類及び／又は外国出願の許可申請書類は、機密情報をそれぞれの国の秘密規則に従って処理する権限が付与された代理人にのみ提出することができる。そのような外国の代理人をタイムリーに任命するのは出願人の責任である。

II.C.11 自国への最初の出願及び／又は外国出願許可要件に関連する手続の流れを示すフローチャート



II.C.12 略語

SPTMO スペイン特許商標庁[OEPM, Oficina Española de Patentes y Marcas]

II.C.13 出典

スペイン特許法 スペイン特許法[Ley 24/2015 de 24 julio]

RD316/2017 特許法の適用に関する勅令[Reglamento de Ejecución RD 316/2017 de 31 marzo]

LO10/1995 スペイン刑法[Ley Orgánica 10/1995, de 23 de noviembre, del Código Penal]

SPTMO リーフレット スペイン 特許商標庁 : http://www.oepm.es/es/propiedad_industrial/preguntas_frecuentes/Faq_Ley_24_2015_Invenciones55.html
http://www.oepm.es/es/propiedad_industrial/preguntas_frecuentes/Faq_Ley_24_2015_Invenciones55.html

II.D フランス (FR)

II.D.1 どのような発明が秘密保護の対象となるのか

II.D.1.1 一般的な定義

いずれも広義で「国防の利益になる可能性が高い」発明と「取扱注意か又はそれが疑われる発明」は、秘密保全措置の対象となる。

「国防の利益になる可能性が高い」発明の範囲は、戦争物資の分野を超え、変化している。例えば、国防省 (Ministère des Armées) により公示された公共調達契約の履行過程で行われた発明は、国防の利益になり得るとみなされる。

「取扱注意か又はそれが疑われる」と認め得る発明の範囲には、防衛及び安全保障上の利益に関連する技術を実施する発明が含まれる。これらの技術の非網羅的なリストが次のようなさまざまな法律文書に存在する。

- 事前の輸出／譲渡認可の対象となる 2016 年の軍事装備のリストを掲げる 2016 年命令、
- 国内保安に関するフランス法にリストが掲げられている一定の機器、
- デュアルユース装備の輸出管理、仲介及び通過に関する EU 制度を創設する 2012 年 4 月 12 日の EU 規則第 388/2012 号。

これらの発明の開示及び利用に関する条件は、フランスの次のようなさまざまな法律及び行政文書に記載されている。

- 刑法
- 知的財産法
- 防衛法 (第 L2332 条 6)
- 1973 年 2 月 13 日の省庁間命令第 9062/DN/CAB 号
- 国防機密の保護に関する 2011 年 11 月 30 日の省庁間一般命令第 1300/SGDN/PSE/SSD 号。
- フランスの軍事装備総局 (DGA) が発表した防衛・保安における知的財産の使用に関する 2017 年ガイド

さらに、以下の協定は、開示及び自由な実施に対する禁止措置の対象である特許出願の期間を国外で延長するために考えられる条件を定義している。

- 特許出願の対象となっている発明の秘密を相互に保全するための 1960 年 9 月 21 日の NATO 協定。
- 特許出願の対象となっている発明の秘密を相互に保全するためのフランス共和国政府とスウェーデン王国政府との 1984 年 3 月 15 日の協定。
- これらの国際協定に基づき機密情報の特許保護を促進するために防衛省とドイツ、スペイン、イタリア、英国、スウェーデンの対応する省との間で 2000 年 7 月 27 日に署名された「趣意書 (LOI)」。

II.D.1.2 そのような発明は主にどの技術分野に属するのか

そのような発明は、武器や戦争物資に関連しているが、特に以下に関連し得る材料や商品にも関連している。

- 核物質、
- 特殊材料及び関連機器（EU 規則第 388/2009 号に掲げる化学物質又は生物資材も含む）;
- 材料加工、
- 電子製品、コンピュータ、電気通信及び情報
- セキュリティ、センサー並びにレーザー、ナビゲーション及び航空電子工学、
- 海洋、航空宇宙、推進。

BPI（防衛省の知的財産局）が国防の利益になる可能性が高い特許出願を識別するのを容易にするため、フランス防衛法の第 L2332 条 6 は、戦争用及び／又はデュアルユース又は輸出許可を要する材料を製造する企業に対し、対応する特許出願を 8 日以内に DGA に宣言するよう義務付けている。

II.D.1.3 特許の対象とならない発明であっても、秘密保護の対象となる場合があるのか

例えば、発明若しくは意匠又は取扱注意情報を説明する文書の内容は、秘密保持又は開示制限により保護され得る。2021 年 8 月 9 日の省庁間命令第 1300 号の最近の発出により、さまざまな取扱注意文書の保護レベルが更新され、機密分類指定が「秘密及び極秘」の二つのレベルに区分されるようになった。

また、営業秘密の保護に関する 2018 年 7 月 30 日のフランス法第 2018-670 号も、商業的に価値のある科学情報を不当な開示及び使用から保護している。

II.D.1.4 秘密保持規定の対象となり得る知的財産権には（特許以外に）何があるのか

フランスの実用証、可能性としては意匠法に基づく一部の意匠。

II.D.2 機密保護の対象となる発明がなされた場合、発明者又は出願人にどのような義務が課されるのか

II.D.2.1 一般的な守秘義務

国防の利益になる可能性が高い発明に関する特許出願を受理した後、INPI は、その特許出願を審査のために防衛省の軍事装備総局の知的財産局（BPI）に送付し、BPI は、発明が国防の利益になり得るかどうかを 5 か月（この期間を 1 年に延長し、更新することが可能）以内に検証する。いずれにせよ、BPI は、INPI に提出された全ての特許出願を知得する権限を有する。さらに、広義の軍用装備品を製造する企業は、特許出願を 8 日以内に DGA に通告しなければならない（防衛法第 L2332 条 6）。

DGA が特許出願の内容の秘密を維持するべきである旨の決定をしなかった場合、当局は出願人又はその代理人に開示許可を送付する。

逆に、発明が国防の利益になると DGA が判断した場合、その出願は紙のみで行わなければならない。これは通常、以下に該当する発明の場合である。

- 防衛省により承認された契約の履行から派生するもの、又は取扱注意分野に関するもの、又は外国政府の機密指定の対象となるもの、
- 取扱注意か又はそれが疑われるもの。

II.D.2.2 自国への最初の出願要件が適用されるか

フランスの国防の利益になる可能性が高いか又は取扱注意か又はその可能性が高い特許出願のフランス国外における最初の出願は、(i)フランスの BPI（DGA の知的財産局）により事前承認を受けるか又は(ii)出願人がフランス国民又はフランス居住者であり、発明の一部が趣意書に署名した他の 5 か国（ドイツ、スペイン、イタリア、英国、スウェーデン）のいずれかで実現されたものでなければならない。しかしながら、この場合の発明を通告し、この国で出願するための手続は、BPI により決定される。

II.D.2.3 外国出願許可要件が適用されるのか

フランスの国防の利益になる可能性が高い特許出願、又は取扱注意又はその可能性が高い特許出願は、フランス防衛省の書面による許可がある場合にのみ、フランス国外で提出できる。この許可は、個別の状況と技術に応じた条件に従って与えられ得る。

II.D.2.4 営業秘密を構成する発明は没収され、政府に譲渡されるのか

防衛省は、次のことを行うことができる。

- 補償金を支払うことを条件として、国防の必要から、特許出願又は特許の対象となる発明の全部又は一部を命令により随時収用すること（知的財産法第 L613 条 20）、

- 国は、防衛上必要なときはいつでも、特許出願又は特許の対象である発明を実施することに関して、その実施を国自体が行うか又は国に代わってさせるかにかかわらず、職権によりライセンスを得ることができる。（知的財産法第 L613 条 19）。

当該職権によるライセンスは、国防担当大臣の要請に基づいて産業財産権担当大臣の命令によって付与される。この命令は、ライセンスの条件を決定する（知的財産法第 L613 条 19）。ロイヤルティの額は、争いがあるときは、裁判所によって決定される。

II.D.3 所轄当局

II.D.3.1 発明が秘密保護の対象となるかどうかの審査を所轄する当局はどこか

主務当局は防衛省であり、国防の利益になる特許に関して以下の特権を享受する。(i)全ての寄託を把握すること、(ii)開示及び自由な利用を禁止すること、(iii)職権により許可を付与すること、及び(iv)収用。

知的財産規則第 R612 条 26 は、次のように規定する。「国防大臣代行であって、当該目的のために特に権限を与えられ、かつ、その名称及び資格が『国防大臣』により産業財産庁長官及び産業財産権担当大臣に通知されたものは、法第 L612 条 9 にいう許可が得られていない限り、産業財産権庁において、仮出願の方式によりなされた特許出願を含め、なされた特許出願及び該当するときは、提出された追加書類を確認する」。

「これらは、産業財産権庁において受理された日から 15 日以内に当該代行に提示されなければならない」。

この期間中は、特許出願を第三者に譲渡することはできず、出願人は、明示の許可を得ない限り、発明を実施してはならない。

II.D.3.2 発明が秘密保護の対象となった場合、その発明を含む国内特許出願をどの当局に行わなければならないのか

フランス特許を取得するためには、常にフランス産業財産庁（INPI）に出願しなければならない。

II.D.3.3 そのような発明を含む欧州特許出願は、どの当局に行わなければならないのか

最初の特許出願がフランス特許庁に行われた場合、出願人は、欧州特許庁に出願を行う前に、フランス防衛省の BPI の決定を待たなければならない。

II.D.3.4 そのような発明を含む国際特許出願は、どの当局に行わなければならないのか

最初の特許出願がフランス産業財産庁に提出された場合、出願人は国際出願を行う前に、フランス防衛省の BPI の決定を待たなければならない。

外国における最初の出願が適法に提出され、海外で開示された場合、フランス防衛省がその開示を禁止する可能性は低い。

国防上の理由により外国における最初の出願の開示を禁じられた場合、外国当局が秘密を解除し、フランスにおける出願を書面により承認するまで、フランスにおける出願は開示されない。

II.D.3.5 外国出願許可申請はどの当局に行わなければならないのか

国防の利益になる全ての発明につきフランス防衛省のフランス知的財産局に申請しなければならない。

開示が禁じられている特許出願に関するフランスと海外との全ての通信は、厳格な秘密保持ルールに従い、基本的には外交ルートを通して行わなければならない。

II.D.4 秘密保護による制限が加えられた場合に出願人に対する補償は行われるのか

II.D.4.1 補償額

2020 年以降、防衛省は、フランス知的財産法第 L612 条 10 に従い、発明の秘密保持を更新可能な 1 年の期間延長することを決定でき、それにより、出願人は、延長により被った損害に見合う補償を受ける権限を有する。円満な合意に至らない場合は、当該補償は、裁判所における非公開審理で決定される。補償額の変更は、当初の補償額を定める最終判決日から 1 年が満了したときに申し立てることができる。

明確化のため、特許出願の秘密保持により発明の全ての実施が禁止されるものではなく、DGA の事前承認を受け、その秘密が保護されれば（つまり厳密な私的实施であれば）発明を実施できる。

II.D.4.2 補償を受ける条件

DGA（防衛省）は、特許出願の開示を禁止し、それによりその公告を妨げることを決定できる。DGA は、要求する機密分類のレベル（秘密又は極秘）、アクセス制限を行政命令に明記し、出願の外国での延長が許されるかどうかを記載する必要がある。

II.D.4.3 補償を請求する先の当局はどこか

補償は防衛省に請求しなければならない。

II.D.5 秘密特許出願又は外国出願許可申請を行うための要件

II.D.5.1 秘密特許の出願要件

INPI に送付される最初の特許出願には標準的な特許出願と同じ書類を含めるものの、国防の利益になる取扱注意要素又は内容が含まれる場合には常に、フランス産業財産庁に紙で提出する必要がある。さらに、取扱注意の内容を含む出願の場合、出願人は、（承認された当局からの指示又は公共調達契約の保安付属書又は類似の手段による開示の禁止（中略）に基づく）開示の明瞭な禁止を提案する防衛省への書簡を含めなければならない。

II.D.5.2 外国出願許可の申請要件

国防の利益になるか又は取扱注意とみなされる発明に関してフランスで最初の出願がなされ、出願人がその後の外国出願を行うことを予定している場合、防衛省の **BPI** による出願の審査に必要とされる時間を考慮して、これらの手順を計画の日程に組み込むことが重要である。

II.D.6 秘密特許の付与：秘密保護の対象となる発明が特許出願に含まれていると判断された場合にその特許出願はどのように取り扱われるのか

II.D.6.1 秘密保持の対象となる発明を含む出願の実体審査はどのように行われるのか。そのような出願に特許が付与されるのか

出願は、フランス産業財産庁により審査され、当該目的のため特に権限を与えられ、かつ、その名称及び資格が国防大臣により産業財産庁長官及び産業財産権担当大臣に通知された国防大臣代行が審査する」。

II.D.6.2 特許出願及び／又は付与された特許へのアクセスはどのように制限されるのか

特許出願書類へのアクセスは、INPIの要員及び防衛省の特定の人物に限定される。

II.D.7 外国出願許可の付与

II.D.7.1 所轄当局が外国出願許可申請を受理した場合、その申請はどのように処理されるのか？特に、申請が承認又は拒絶されるまでにどの程度の時間がかかるのか？

特許出願が本国で提出され、開示が許された場合、防衛省は当該特許の機密性をもはや保証できない。

最初の出願国における開示を理由に特許出願のフランスにおける延長が禁じられている場合、原則としてフランス防衛省がそれを管理することができる。

出願の優先権の管理は複雑であり、防衛省が発明の秘密保持を適時に課することが常に可能であるわけではない。

II.D.7.2 外国出願許可が付与されるかどうかを所轄当局が決定する際にどのような基準が適用されるのか

外国出願許可は、原則として、両国が協力でき、営業秘密が類似の基準で保護される国々で付与される。

II.D.8 処罰

II.D.8.1 発明が秘密保護の対象である場合、発明に関する情報を他国に漏らした場合に出願人又は発明者はどのように処罰されるのか

刑法（第413条10及び11）は、国防機密の開示、破棄、盗用、抽出、複製に対して極めて重い処罰（5年以上の拘禁と重い罰金）を規定する。これらの行為の未遂も、同じ罰に処せられる（刑法第413条12）。

II.D.8.2 発明が秘密保護の対象である場合、最初の出願要件及び／又は外国出願許可要件を遵守しなかった出願人はどう処罰されるのか

上記を参照のこと。

II.D.9 例えば、異なる国の国民間の協力により発明が複数の国でなされ、特にこれらの国の自国への最初の出願要件及び／又は外国出願許可要件が抵触する場合、発明にはどの規則が適用されるのか

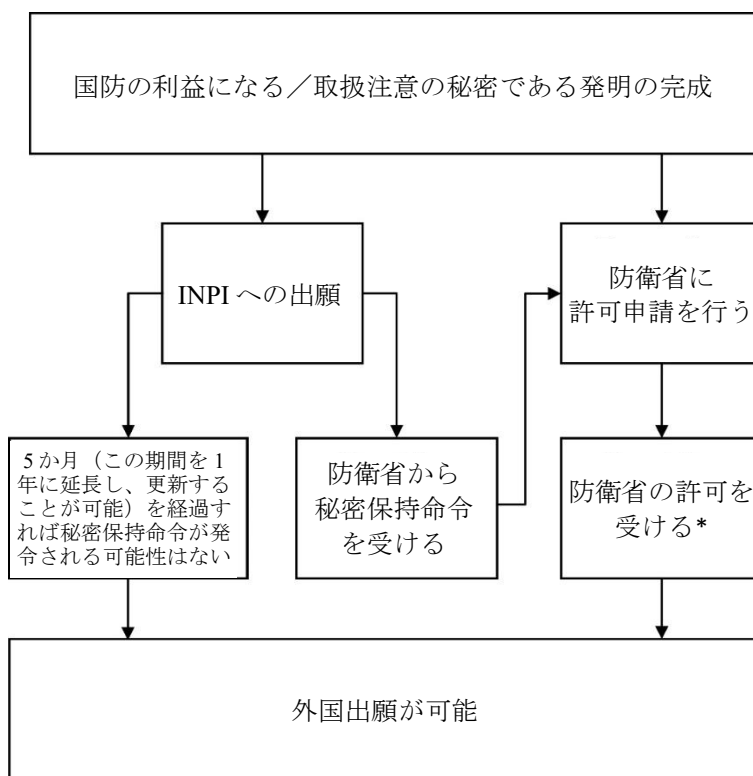
多様なスキル、プロフィール、国籍、そして多くの場合には異なる領域が関与する研究開発事案における国際協力に関しては、国際特許法を注意深く分析し、予想される成果物及び対応する規制を徹底して分析し、綿密な計画を立てる必要がある。契約法をもとに、成果を挙げるのに適した協力の法形式を決定することができる。綿密な計画が鍵である。

II.D.10 特に秘密保護の対象となる発明の特許出願及び外国出願許可申請手続に関し、発明者又は出願人はどのような点に注意すべきか

注意点として主に次のようなものがある。

- 文書と個人に適用される秘密保持手順の定義及び遵守、
- 出願戦略をかなり前から計画する必要性、貴重な労働力とアウトプットのローカリゼーション、出願日の管理、営業秘密／国防機密の保護の手続的及び実面的側面の比較、成果に対する所有権と最も有用な国々のリスト、産業財産庁並びに国防当局及びその公認の代理人との実質的な通信の手配。

II.D.11 自国への最初の出願及び／又は外国出願許可要件に関連する手続の流れを示すフローチャート



* 出願人がフランスの国民又は居住者であり、かつ発明の一部が LOI 署名国の一つで実現されている場合を除き、許可が与えられない可能性が高い。

II.E イタリア (IT)

II.E.1 どのような発明が秘密制約の対象となるのか

II.E.1.1 一般的な定義

(i)特許、実用新案、又は半導体集積回路の回路配置保護のいずれか、又は(ii)国内における展示を目的とし、さらに、国家の防衛に有益な可能性があるものの対象は、秘密制約の対象となる[知的財産法第 198 条]。「防衛に有益」とみなされるものに関して、具体的に定義されていない。

さらに、互恵待遇を与える外国の要求がある場合には、その国で既になされた特許出願であってその国により秘密が保持されているものにも秘密制約が適用される[知的財産法第 198 条(9)]。

互恵的な秘密保持を義務付ける政府間協定又は条約に基づきなされた発明に関しては、秘密制約の一般原則に対する例外が規定されている。そのような協定に特に重要な例が、防衛関連の発明の保全に関する NATO 協定、Euratom 条約、2000 年 7 月 27 日にファーンバラで署名され、2003 年 6 月 26 日にイタリアと、フランス、ドイツ、スペイン、スウェーデン、英国及びアイルランドとの間で批准された「Accordo Quadro」並びにさまざまな二国間協定である。

II.E.1.2 そのような発明は主にどの技術分野に属するのか

主に以下の技術分野からの出願が秘密制約の対象となる[防衛リーフレット]。

MR - 多機能レーダー

AM - ナノ技術

C4I - 制御、通信、IT

S - センサー

ELT - 電子製品

NBC - 防衛及び個人の保護

S&P - 構造及びプラットフォーム

P - 推進

H&B - 流体力学及び弾道学

PB - 防弾及び先端素材

EX - 爆発物

M - マイクロ電子製品

UAV&UCAV - 無人車両とロボット工学

ST - 衛星技術。

II.E.1.3 特許の対象とならない発明であっても、秘密保護の対象となる場合があるのか

はい。これは、出願が審査／特許付与される前にルールが適用されるためである。展示会における展示を目的とする対象さえこれらのルール[知的財産法第 198 条(17)～(21)]の対象となる。

II.E.1.4 秘密制約の対象となる可能性がある知的財産権には（特許以外に）何があるのか

秘密制約の対象となるのは特許、実用新案、及び集積回路の回路配置のみである。商標及び意匠出願は、これらのルールの対象とはならない。

II.E.2 出願人が「防衛に有益」とみなされる発明を完成させた場合、出願人にはどのような義務が課されるのか。該当する場合は、制限を明記すること

II.E.2.1 出願人に対する一般的な義務

秘密制約を遵守する義務を負う主体は、(i)イタリアの居住者であって、(ii)特許権を有する者である[知的財産規則第 45 条]。したがって、外国に居住するものの、（例えば労働法に基づき）イタリアの居住者に譲渡する義務を負う発明者が行った発明には、秘密制約を尊重する義務が課される。

特許、実用新案、又は半導体集積回路の回路配置の出願に国家の防衛に有益な対象が含まれている場合、上記の対象者は、外国の官庁、欧州特許庁、又は WIPO を受理官庁として提出することはできない。上記の対象者は、イタリアにおいて（国内当局又は欧州特許庁/WIPO の受理官庁として行為するイタリア特許商標庁）への出願日又は外国出願の許可申請日から 90 日経過するまではそのような外国出願を行うことさえできない。出願の対象に関する秘密保持命令が発令されることなく 90 日を経過した場合、国外出願の許可が黙示で付与されたものとみなす。

当該対象が国家の防衛に有益と考えられる場合、国防省（Defence Administration）は公告と出願への付与の延期を請求できる。国防省は、出願日から 8 か月以内に、3 年を超えない期間（実用新案の場合は 1 年、海外で既に提出され、互惠協定に基づき当該外国の要求に応じる場合には 3 年以上）の追加的な延期を請求できる。そのような場合、発明者又はその権原の承継人は、収用に関する一般規則に基づき定義された補償を受ける権利を有する[知的財産法第 141 条～第 143 条]。

また、出願が収用され、かつ、秘密制約の下で出願が付与にまで進むことが許された場合も、国家の防衛に有益な対象を開示しない義務に拘束される[知的財産規則第 45 条(6)及び知的財産法第 198 条(12), (16)]。この義務に対する違反は、刑法に基づき処罰される[刑法第 262 条]。

また、特許を受ける権利を有する主体は、軍事特許サービス（military patent service）に出願を行うことに決め、併せて発明の秘密分類レベルを提案することもできる。適切な機密

レベルが付与された後（出願が収用されなかった場合）、出願人は軍事特許サービスを通じて、互恵待遇を認める国で対応する外国（秘密）出願を提出できる。[特許規則第 45 条(7)]

II.E.2.2 第三者の守秘義務

国内外両方の国家機密は、アクセスできる人々の集団を制限する必要がある。いわゆる機密情報に関する知識を与えてよいのはやむを得ない職業上の理由から必要不可欠な人々に限られる。特許弁護士を含むこの限定された集団は、特別な許可[NOSI 証書]を発行できるイタリアの国内情報機関によるセキュリティチェックを受けなければならない。

特許に関連する出願書類又は文書にアクセスした全ての人々、又は特許商標庁における役割のためにそれらに関する情報を受け取った全ての人々は、秘密制約に拘束される[知的財産法第 198 条(5)]

国家機密の取扱いには特別な注意を要する。これは、その違反がイタリア刑法に従った刑事犯罪を構成するためである。

II.E.2.3 自国への最初の出願要件が適用されるか

はい、国家の防衛に有益な対象を含む出願は、国内出願又は（イタリア特許商標庁を受理官庁に指定した）EP/PCT 出願として、まずイタリア特許商標庁に提出する必要がある。

軍事特許サービスは、セキュリティチェックのために出願を迅速に審査し、(i)イタリア特許商標庁による審査のために出願を解放するか、(ii)秘密保持命令を発令する。

II.E.2.4 外国出願許可要件が適用されるのか

国家の防衛に有益な対象を含む出願は、軍事特許サービスにより外国出願許可が付与されている場合に限り、イタリア国外で最初に出願できる。

外国出願許可は、（標準的な手続により）明示で又は外国出願の許可申請書が提出され、出願日から 90 日が経過しても回答が得られない場合に黙示で付与される[知的財産法第 198 条(1)]。

II.E.2.5 国家の防衛に有益な発明を収用することはできるか

はい。出願が収用された場合[知的財産法第 198 条(22)]、収用と合理的な補償に関する一般規則が適用される。

II.E.3 所轄当局

II.E.3.1 発明が秘密保護の対象となるかどうかの審査を所轄する当局はどこか

イタリア特許商標庁が受理した全ての出願は、直ちに軍事特許サービスに送付される[知的財産法第 198 条(3)]。出願が秘密制約を受ける対象に関するものであると軍事特許サービスが判断した場合、その旨をイタリア特許商標庁に通告し、イタリア特許商標庁が出願人に秘密保持命令を発令する。

秘密保持命令は 90 日の期限内に発行されなければならない。この期間の満了時点で、イタリア特許商標庁により決定がなされていない場合、出願人は、国家の防衛に有益な対象が出願に含まれていないと想定することができる。

II.E.3.2 そのような発明を含む欧州特許出願は、どの当局に行わなければならないのか

国家の防衛に有益な対象を含む可能性のある欧州特許出願は、イタリア特許商標庁を受理官庁として提出しなければならない、その際に同庁は軍事特許サービスの助言を受ける。出願が実際に秘密制約に該当する場合、イタリア特許商標庁は出願を欧州特許庁に送付しないよう命ずる。

国家の防衛に有益な対象を含む特許出願を欧州特許庁に直接提出する行為は、77.47 ユーロ以上の罰金又は逮捕を伴う刑事犯罪として処罰される[知的財産法第 198 条(2)]。

欧州分割出願は、親出願の出願日から少なくとも 90 日を経過した時点で秘密保持命令が発令されていない場合には上記の制限の対象にはならない[知的財産法第 45 条(3)]。

II.E.3.3 そのような発明を含む国際特許出願は、どの当局に行わなければならないのか

国家の防衛に有益な対象を含む可能性のある国際特許出願は、イタリア特許商標庁を受理官庁として提出しなければならない、その際に同庁は軍事特許サービスの助言を受ける。出願が実際に秘密制約に該当する場合、イタリア特許商標庁は出願を WIPO に送付しないよう命ずる。

国家の防衛に有益な対象を含む特許出願を WIPO に直接提出する行為は、77.47 ユーロ以上の罰金又は逮捕を伴う刑事犯罪として処罰される[知的財産法第 198 条(2)]。

II.E.3.4 外国出願許可申請はどの当局に行わなければならないのか

イタリア特許商標庁。

II.E.4 秘密保護による制限が加えられた場合に出願人に対する補償は行われるのか

II.E.4.1 補償額

秘密保持命令に基づく補償に関する具体的な規定は存在しない。知的財産法第 141 条から第 143 条までの一般規則が適用される。補償額は、審判部の意見も考慮し、知的財産権の「市場価値」に基づいて決定されるのが一般的である。出願人がイタリア特許商標庁により決定された補償額に満足しない場合には仲裁が許される[知的財産法第 143 条(1)]。

特許商標庁による秘密保持／収用命令の審査の遅延により優先権が失われた場合にも、出願人に対し合理的な額の補償が認められる[知的財産法第 143 条(2)]。

II.E.4.2 補償を請求する先の当局はどこか

補償請求は、収用命令を発した省、すなわち防衛省に提出しなければならない。

II.E.5 秘密特許出願又は外国出願許可申請を行うための要件

II.E.5.1 秘密特許の出願要件

防衛に有益な対象を含む出願は、「通常の」出願と同じ書類を利用しなければならない。

II.E.5.2 外国出願許可の申請要件

海外で提出することを予定している実際の出願書類（イタリア語の翻訳を含める）又は（図面と請求項を含む）拡張された要約のいずれかを含む書面による請求。

II.E.6 秘密特許の付与：秘密保護の対象となる発明が特許出願に含まれていると判断された場合にその特許出願は当局によりどのように取り扱われるのか

II.E.6.1 秘密保持の対象となる発明を含む出願の実体審査はどのように行われるのか。そのような出願に特許が付与されるのか

（国内出願の）実体審査は、審査課が「通常の」出願と同様に行うが、次の点が異なる。

- 公告／付与が延期された場合、審査期間が延びることを意味する。
- 調査報告書（通常、イタリア特許商標庁に代わって欧州特許庁により発行される）が作成されるとしても、通常の方法では行われない場合がある。

発明が特許可能であると判断された場合には特許が付与される（ただし、秘密保持命令が解除されるまでは公告されない）。

II.E.6.2 特許出願及び／又は付与された特許へのアクセスはどのように制限されるのか

イタリア特許商標庁により秘密保持命令が発令された場合、特許出願は公告されない。秘密保持命令が存在する付与された特許は特別な登録簿に記載され、開示されない。さらに、この場合、イタリア特許商標庁は、一定の条件下でのみファイルの閲覧を許可する。

秘密保持命令が解除されたとき[知的財産法第 198 条(13)]、特許出願又は特許を公告できる。

II.E.7 外国出願許可の付与

II.E.7.1 所轄当局が外国出願許可申請を受理した場合、その申請はどのように処理されるのか。特に、申請が承認又は拒絶されるまでにどの程度の時間がかかるのか

我々の経験から、申請を審査して外国出願許可を発行する手続には、通常、約 2～6 週間かかる。したがって、外国出願の許可申請は、外国での出願予定日までに十分な時間的余裕を見て行うべきである。

II.E.7.2 外国出願許可が付与されるかどうかを所轄当局が決定する際にどのような基準が適用されるのか

原則として対象が国家の防衛に有益であるとみなされない場合にのみ、外国出願許可が付与される。この原則に対する例外に該当するのは、2000 年 7 月 27 日にフアンバラで署名された『Accordo Quadro』協定に拘束される国々に提出される出願のみである。

II.E.8 処罰

II.E.8.1 発明が秘密保護の対象である場合、発明に関する情報を他国に漏らした場合に出願人又は発明者はどのように処罰されるのか

罰則は、知的財産法第 198 条及びイタリア刑法第 262 条に従った拘禁又は罰金を規定する。

II.E.8.2 発明が秘密保護の対象である場合、最初の出願要件及び／又は外国出願許可要件を遵守しなかった出願人はどう処罰されるのか

罰則は、拘禁又は罰金[上記を参照]を規定する。

II.E.9 例えば、異なる国の国民間の協力により発明が複数の国でなされ、特にこれらの国の自国への最初の出願要件及び／又は外国出願許可要件が抵触する場合、発明にはどの規則が適用されるのか

一般に、複数の国の国内規則間のこのような抵触は法律により解決されない場合がある。それぞれの政府間協定にそのような規則が存在するのは特別な場合（例えば複数国間における共同軍事プロジェクト）の場合のみである。したがって、一般には、それぞれの国の

所轄当局に連絡し、個々のケースに応じて必要な手続を確認することが望ましい。関係する両国で外国出願許可を申請することが望ましい。その理由は、それぞれの国の法律で、（居住者である出願人による発明、居住者である発明者による発明、その国の領域内における発明など）パラメーターが異なる可能性があるためである。

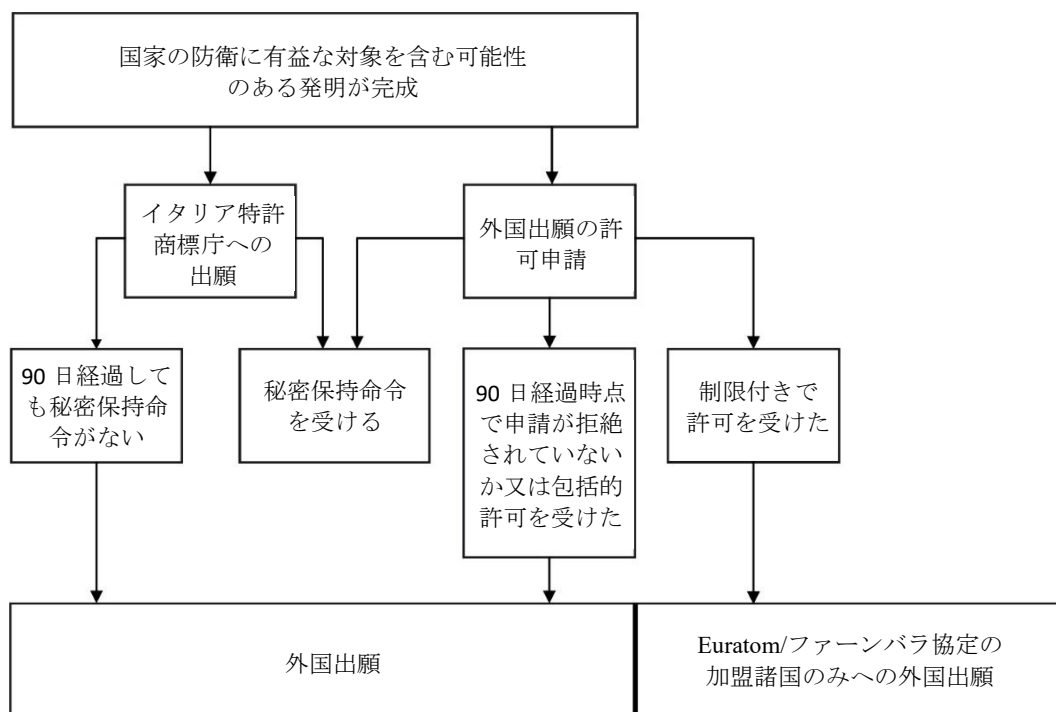
II.E.10 特に秘密保護の対象となる発明の特許出願及び外国出願許可申請手続に関し、発明者又は出願人はどのような点に注意すべきか

まず、発明の開発及び実施に関与する主体がイタリアに居住する場合であれば、発明の対象を展示会で展示すること又は特許／実用新案／半導体集積回路の回路配置の外国出願に含めることを意図している場合は常に注意を払う必要がある。

当該対象が国家の防衛に有益であるかどうかを検討するための事前確認を行うべきである。有益であれば、外国出願の許可申請を適時に提出するべきである。

（例えば、以前に同様の出願が秘密保持命令の対象となったなどのため）当該対象が国家の防衛に有益であることが既に十分に自明である場合、機密情報を処理することを許されている専門家を出願の審査に関与させることが望ましい。

II.E.11 自国への最初の出願及び／又は外国出願許可要件に関連する手続の流れを示すフローチャート



II.E.12 略語

IPTO

イタリア特許商標庁[UIBM, Ufficio Italiano Brevetti e Marchi]

II.E.13 出典

知的財産法	“Decreto legislativo 10 febbraio 2005, n. 30” 及びそれ以降の改正規定
知的財産規則	“Decreto 13 gennaio 2010, n. 33” 及びそれ以降の改正規定
防衛リーフレット	https://www.difesa.it/InformazioniDellaDifesa/periodico/periodico_2014/Documents/R3_2014/04_15_R3_2014.pdf
軍事特許サービス	https://www.difesa.it/SGD-DNA/Staff/Reparti/V/Pagine/BrevettiePropriet%C3%A0Intellettuale.aspx
NOSI 証書	機密情報を取扱う特別権限 (https://ucse.sicurezza-nazionale.gov.it/portaleucse.nsf/AbilitazioniSicurezza.xsp) https://ucse.sicurezza-nazionale.gov.it/portaleucse.nsf/AbilitazioniSicurezza.xsp

II.F オランダ (NL)

II.F.1 どのような発明が秘密保護の対象となるのか

例えば防具、弾薬、レーダー、暗号（解読）などの防衛技術分野、及び濃縮装置などの核エネルギー技術分野並びにセキュリティ技術分野の発明は、オランダ又はその同盟国の防衛上の利益のためにこれを秘密にできる可能性がある。そのような発明を網羅するリストは存在しない。

II.F.2 機密保護の対象となる発明がなされた場合、発明者又は出願人にどのような義務が課されるのか

II.F.2.1 自国への最初の出願要件が適用されるか

欧州特許出願に関する限り、オランダ国民であるか、オランダに居住するか又は施設を有する出願人であって、その内容がオランダ又はその同盟国の防衛のために秘密にしておくべきものであることを知っているか又は合理的に知っているべきである者は、当該出願を欧州特許庁ではなくオランダ特許庁に行わなければならない。このような出願は通常、防衛技術、核技術などに関係するものである。オランダ特許法第 46 条を参照した。

オランダの国内出願に関する限り、オランダ特許庁は、そのような特許出願の内容に関して秘密を保持することが、オランダ又はその同盟国の防衛上の利益に資すると考える可能性がある。防衛大臣は、オランダ特許庁に対し、当該利益との関連の有無に関して指示を出すことができる。オランダ特許法第 41 条を参照した。

II.F.2.2 外国出願許可要件が適用されるのか

オランダには、オランダ又はその同盟国の防衛のためにその内容を秘密にしておくべき特許出願の外国出願許可に関する法規定は存在しない。

II.F.3 所轄当局

オランダ特許庁は、防衛大臣と協力し、特許出願の内容がオランダ又はその同盟国の防衛上の利益になるかどうかの判断と、そのような特許出願のその後の取扱いに関して責任を負う。

II.F.4 秘密保護による制限が加えられた場合に出願人に対する補償は行われるのか

特許出願が上記の対象となった者は、同人の請求を条件として、秘密に関する法規定の実施によって受けた損害に対して国による補償を受けるものとする。補償の金額は、停止措置の解除後に決定される。しかしながら、停止期間が延長された場合において出願人からの請求があったときは、補償の額は分割して、すなわち、最初の延長の開始前の期間に関する第 1 回分、連続した 2 回の延長の間の期間に関する第 2 回分、及び最終の延長の開始から停止措置の解除に至る間の期間に関する最終回分に分けて決定される。その金額は、該当する期間が満了したときに決定される。補償金額は、可能な場合は、防衛大臣と出願人との間の協議によって決定される。補償対象期間の終了後 6 月以内に合意に至らなかった場合は、ハーグにあるオランダの裁判所が決定する。オランダ特許法第 42 条を参照した。

II.F.5 秘密特許の付与：秘密保護の対象となる発明が特許出願に含まれていると判断された場合にその特許出願はどのように取り扱われるのか

オランダ特許庁は、いずれかの特許出願の内容に関して秘密を保持することがオランダ又はその同盟国の防衛上の利益に資するとの見解を有するときは、速やかに、ただし、その出願がされた日から 3 月以内に、出願人にその旨を通知する。この通知の送付と同時に、オランダ特許庁は、防衛大臣に対し、通知の写し並びにその出願に係わる明細書及び図面を送付する。特許登録簿への出願の記入は停止される。オランダ特許法第 41 条を参照した。

上記の特許出願の出願日から 8 月以内に、防衛大臣は、その出願の内容がオランダ及びその同盟国の防衛のために秘密保持されるべきか否かに関して決定する。同大臣はその決定をオランダ特許庁に通告する。出願の内容を秘密にしておかなければならない旨の決定は、その出願を当該決定の通告日から 3 年の間、特許登録簿に記入することを停止する効力を有する。出願の内容を秘密にしておく必要がない旨の通告は、当該停止を解除する。期間内に通告が行われなかった場合には秘密にしておく必要がない旨の通告として扱われる。防衛大臣は、出願の内容がオランダ及びその同盟国の防衛のために秘密保持されるべきであることをオランダ特許庁に通告することで、停止期間をその満了前 6 月以内に 1 回につき 3 年間、延長することができる。防衛大臣は、出願内容に関して秘密扱いを継続する必要がない旨を決定することができる。当該通告は停止を解除する。オランダ特許庁は上記の通告を遅滞なく出願人に行う。オランダ特許庁はまた、上記の通告がされない場合にも、その旨を遅滞なく出願人に伝える。停止が解除されていない場合において防衛大臣からの請求があったときは、オランダ特許庁は防衛大臣に、オランダ特許庁と出願人の間で交換された関連書類の写しを送付する。停止が解除された場合であっても、それに係る出願は、出願人が別段の請求をした場合を除き、3 月が経過するまでは特許登録簿に記入されない。オランダ特許法第 41 条を参照した。

II.F.6 外国出願許可の付与

オランダには、オランダ又はその同盟国の防衛のためにその内容を秘密にしておくべき特許出願の外国出願許可に関する法規定は存在しない。

II.F.7 処罰

II.F.7.1 発明が秘密保護の対象である場合、発明に関する情報を他国に漏らした場合に出願人又は発明者はどのように処罰されるのか

オランダ刑法第 98 条が適用される（拘禁又は罰金）。

II.F.7.2 発明が秘密保護の対象である場合、最初の出願要件及び／又は外国出願許可要件を遵守しなかった出願人はどう処罰されるのか

そのような処罰に関しては承知していない。

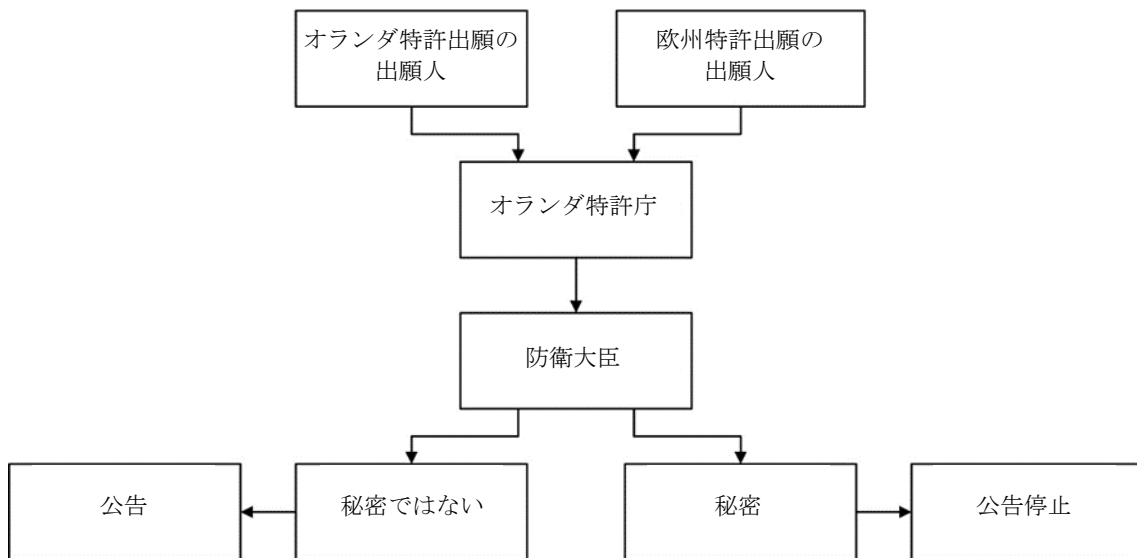
II.F.8 特に秘密保護の対象となる発明の特許出願及び外国出願許可申請手続に関し、発明者又は出願人はどのような点に注意すべきか

防衛大臣は、上記の特許出願の主題を国が使用し若しくは実施し、又は他人に使用させ若しくは実施させることがオランダの防衛上の利益になるとの見解を有する場合は、当該決定に関して通告した後、その趣旨での措置をとることができる。その通告は、国が履行し又は履行させなければならない行為に関する詳細な記述を含んでいなければならない。国は、出願の主題の使用又は実施に関して出願人に補償しなければならない。その補償の金額は、可能な場合は、防衛大臣と出願人の間での協議によって定められる。通告の日から 6 月以内に合意に至らない場合は、ハーグにあるオランダの裁判所が決定する。オランダ特許法第 44 条を参照した。

出願人が特許出願の内容を他の国の防衛のために秘密扱いとするよう請求する場合、又は当該他国の政府がそのような請求を行った場合は、出願人が書面により、本条の施行によって受ける可能性がある損害に対するいかなる補償も放棄する旨の陳述をすることを条件として、オランダ特許庁は、遅滞なく、当該請求及び出願に係わる明細書及び図面の写し、更に前記権利放棄書の写しを防衛大臣に送付する。この場合は、登録簿へのその出願の記入は停止される。権利放棄がない場合は、庁は、遅滞なく、防衛大臣にそれに関して通告する。請求の提出から 3 月以内に、防衛大臣は、出願の内容は関係する外国の防衛のために秘密にされるべき旨の決定をすることができるが、ただし、同大臣が、出願人に対し当該外国によって秘密保持義務が課せられていること、及び出願人が当該国政府によって秘密保持を条件として、出願をする許可を与えられていることを確認していることを条件と

する。通告は、特許登録簿への出願の記入を、防衛大臣がその出願内容に関して秘密扱いを継続しておく必要がないと決定するまでは、停止させる結果をもたらす。前記期間内に決定が下されなかった場合は、停止措置は終了する。オランダ特許法第 43 条を参照した。

II.F.9 自国への最初の出願及び／又は外国出願許可要件に関連する手続の流れを示すフローチャート



II.G 英国 (UK)

II.G.1 どのような発明が秘密保護の対象となるのか

II.G.1.1 一般的な定義

英国特許法（以下、「法」と記す）の第 22 条及び第 23 条は、それぞれ「国の安全保障又は公共の安寧に有害な情報」と「連合王国居住者による外国出願の制限」をカバーしている。

特許庁に特許出願がされる場合において（本法に基づくか連合王国を当事国とする何らかの条約に基づくかを問わない）、その出願がその公表により国の安全保障に害が及ぼされる虞のある情報を含むときは、長官は、当該情報の公表又は伝達を禁止し又は制限する指示を出すことができる。同様に、前記の出願がその公表により公共の安寧に害が及ぼされる虞のある情報を含むときは、長官は、当該情報の公表又は伝達を禁止し又は制限する指示を出すことができる。（英国特許法第 22 条）

さらに、連合王国に居住する何人も、長官の書面による授権を得ることなしに、軍事技術に関する発明の出願又は情報の公表が国の安全保障に害を及ぼす虞のあるその他の理由による出願若しくは公表により公共の安寧に害が及ぼされる虞がある情報を含む出願を連合王国外において行い又は行わせてはならない。（英国特許法第 23 条）

英国と他の特定の国々、特に北大西洋条約機構の国々との間には、禁止命令の対象となる特許出願を相互に保全するための取極めが存在する。これらの国で出願するには、英国知的財産庁の許可を求めるべきである。NATO の取極めの下では、発明を対象とする出願が英国で提出されていることが、許可が与えられるための前提条件であるように思われる。幾つかの非 NATO 国とも類似の取極めが存在する。現時点では、以下の国々で提出することが可能である。オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、米国。（§ 23.09 Cole & Davis, 2016）

II.G.1.2 そのような発明は主にどの技術分野に属するのか

公表により国の安全保障に害が及ぼされると国务大臣がみなす可能性のある情報のリストは、次で確認できる。

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/307009/p-securitylist.pdf

カテゴリーには以下が含まれるが、これらに限定されない。

- 航空機的设计、
- 対潜水艦戦用、
- 原子力、

- 防具と保護具、
- 一部の合金、
- 化学及び生物戦、
- 暗号及びコード、
- 電子製品（例えば帯域幅圧縮技法、マイクロ波電力発振器及び増幅器、及び砲弾、ロケット、爆弾に有用な小型で堅牢な装置）、
- 工学技術及び建設（例えば突撃、防衛又は解体装置、橋梁、臨時港湾及び対戦車トラップなどの障壁）、
- エンジン（ガスタービン、ラムジェット、ロケットエンジンなど）、
- 爆発物及び推進剤、
- 戦闘車両、
- 一定の赤外線装置、
- レーダー、
- 科学機器及びコンピュータ、
- 船舶及び潜水艦。

(§22.03 Cole & Davis, 2016)

II.G.1.3 特許の対象とならない発明であっても、秘密保護の対象となる場合があるのか

はい。法の第 22 条は、その出願がその公表により国の安全保障又は公共の安寧に害が及ぼされる虞のある情報を含むと思われる場合に秘密保護を指示することができる」と述べる。法は、当該情報が特許可能な発明を構成するものでなければならぬとは明記していない。（英国特許法第 22 条）

II.G.1.4 秘密保護の対象となり得る知的財産権には（特許以外に）何があるのか

意匠及び実用新案の出願が「発明の保護」を目的とするといえる場合にも法の第 23 条が適用される。（§ 23.04 Cole & Davis, 2016）

II.G.2 機密保護の対象となる発明がなされた場合、発明者又は出願人にどのような義務が課されるのか

II.G.2.1 一般的な守秘義務

国の安全保障又は公共の安寧に関連する情報を出願が含む場合、長官は、出願に関する情報の公表を禁止又は制限する指示を出す権限を有するものの、「変更命令」により明記された人物への開示に同意を求めることができる。また、この指示により、他の国における対応する出願の提出も制限される。（§ 22.03 Cole & Davis, 2016）

禁止命令の対象となる出願、及び第 22 条と第 23 条に関連するその他の事項に関する通信は、英国知的財産庁のセキュリティ・セクション（Security Section）に宛てて送付するか、手渡しするべきである。その際に「Room GR70 宛て」と明記した封筒に文書を密封し、該

当する保安区分に従って送付する。このような文書を手渡す者は、Room GR70 に提出する必要があることを受付係に述べる必要がある。(§ 22.09 Cole & Davis, 2016)

出願から 6 週間以内に禁止命令が下された場合、その出願の詳細は、特許公報にも特許出願登録簿にも表示されない。しかしながら、禁止命令が 5 年の期間内に解除された場合、特許出願登録簿には記載されるものの、特許公報には記載されない。(§ 22.09 Cole & Davis, 2016)

II.G.2.2 自国への最初の出願要件が適用されるか

はい。本条の以下の諸規定に従うことを条件として、連合王国に居住する何人も、長官の書面による授権を得ることなしに、発明の特許出願であって(1A)が適用されるものを連合王国外において行い又は行わせてはならない。ただし、次の場合はこの限りでない。同一発明に係る特許出願が連合王国外への出願の 6 週間以上前に特許庁に提出され、かつ連合王国での出願に関して第 22 条に基づく指示が出されていなく又は当該指示が全て取り消された場合 (英国特許法第 23 条(1)) (1A)本項は、次の何れかの場合に出願に適用される。

- 当該出願が軍事技術に関する情報を含む場合又はその他の理由で当該情報の公表が国の安全保障に害を及ぼす虞のある場合、又は
- 当該出願がその公表により公共の安寧に害が及ぼされる虞のある情報を含む場合

(英国特許法第 23 条(1A))

II.G.2.3 国家機密を構成する発明は没収され、政府に譲渡されるのか

指示が効力を有する間に当該発明が政府部局により実施されるときは、当該出願が特許付与の状態になった時点における当該出願の文言と等しいものとして適用する。(§ 22.06 Cole & Davis, 2016)

II.G.3 所轄当局

II.G.3.1 発明が秘密保護の対象となるかどうかの審査を所轄する当局はどこか

長官が出願を受理した際、国の安全保障又は公共の安寧に関連する情報が出願に含まれる場合には、長官は秘密保持又は禁止命令 (の指示) を与える権限を有する。国の安全保障との関連性を決定する基準は、国務大臣により長官に通告される。(§ 22.03 Cole & Davis, 2016)

長官は、ある出願に関して本条に基づく指示を出すときは、その出願及び指示を国務大臣に通知しなければならず、また、次の規定が適用される。国務大臣は、前記の通知を受領したときは、当該出願の公開又は当該情報の公表若しくは伝達が国の安全保障又は公共の安寧に害を及ぼす虞があるか否かを検討する。国務大臣が検討するときは、国務大臣はその旨を長官に通知し、長官は、指示が取り消されるまでこれを維持しなければならない。

出願の公告、又はその情報の公告若しくは伝達が、国の安全保障又は公共の安寧を損なうとみなされる場合、国務大臣は、出願の提出日から 9 か月間、その問題を再検討し、以降の 12 か月ごとに少なくとも 1 回、この問題を再検討しなければならない。（英国特許法第 22 条(5)）

国務大臣は制限を加えるかどうかを決定するために次のことをすることができる。

1. 出願が原子力の生産若しくは利用又はこのような生産若しくは利用に関連する事項の調査研究に係わる情報を含むときは、国務大臣は、いつでも次の事項の 1 又は双方をすることができる。
 - i. 出願及びこれに関連して長官に送付された書類を検閲すること
 - ii. 原子力の生産又は原子力の生産若しくは利用に関連する事項の調査研究に関して責任を有する政府部局又は当該政府部局により任命された者に、当該出願及びこれに関連して長官に送付された書類を検閲する権限を与えること
2. その他の場合、国務大臣は、宣言された優先日又は優先権が主張されていない場合には出願日から 18 か月の期間が終了した後（又は、出願人の同意があれば、その前）に、当該文書を随時閲覧できる。（英国特許法第 22 条(6)）

政府部局又は政府部局により任命された者が上記 1 に基づいて検閲する権限を与えられてこれを行うときは、当該部局又は場合により当該人は、その検閲の結果を速やかに国務大臣に報告しなければならない。（英国特許法第 22 条(6)）

II.G.3.2 発明が秘密保護の対象となった場合、その発明を含む国内特許出願をどの当局に行わなければならないのか

第 22 条と第 23 条に関連する一切の事項は、英国知的財産庁のセキュリティ・セクションが所在する「The UK-IPO, Room GR70, Concept House, Newport, South Wales NP10 8QQ」宛てに送付するか、手渡しするべきである。その際に「Room GR70 宛て」と明記した封筒に文書を密封し、該当する保安区分に従って送付する。また、第 22 条が適用されるか又は適用される可能性のある出願及び書類も、同様に「Room GR70 宛て」と記載した封筒に入れ、英国知的財産庁のロンドン事務所の営業時間内に、その事務所に手渡しすることができる。このような文書を手渡す者は、Room GR70 に提出する必要があることを受付係に述べる必要がある。（§ 22.09 Cole & Davis, 2016）

II.G.3.3 そのような発明を含む欧州特許出願は、どの当局に行わなければならないのか

禁止命令の対象となる発明に関して、EPC 加盟国での特許出願を希望する場合、出願人は、外国出願許可を得られた EPC 加盟国を指定し、予定されている欧州出願も第 22 条に基づく禁止命令の対象とするように請求し、英国知的財産庁のセキュリティ・セクションに欧州

特許出願を行うことを検討してもよい。そのような出願は欧州特許庁に送付されず、最終的に欧州特許庁により取下げの通告が発行される。その後、出願は、取下げの通告日から3か月以内に（英国に関して）行われる請求により、EPCに基づく国内出願に変更できる。（§ 23.09 Cole & Davis, 2016）

II.G.3.4 そのような発明を含む国際特許出願は、どの当局に行わなければならないのか

PCTに基づき提出された国際出願に関して、II.G.3.3への正式かつ同等の変更手続は存在しないものの、米国では、国際出願が出願番号と出願日を有し、米国を指定していたことを条件として、継続出願を行うことにより、秘密の国際出願に基づき国内段階に移行することが理論的に可能である。米国及び英国以外では、禁止命令が課せられた国際出願を国内出願に変更することを可能にするための正式な手続は確認されていない。（§ 23.09 Cole & Davis, 2016）II.G.3.3

PCTに基づき提出された国際出願に関する正式な変更手続は存在しないものの、英国を含む一部の国々では、同様の効果を実現できる可能性があると思われる。秘密の国際出願の場合、出願人は、PCTの下で、優先日から13か月目から16か月目の満了直後までの間に、受理官庁から、国際出願がもはや秘密扱いされないという通告を受け取れることを期待できる。その通告を受け取る前に、また、必要な許可を確保した後、英国が互恵的な安全保障協定を結んでいる指定国で国内段階に入ることが可能であると思われる。（§ 23.10 Cole & Davis, 2016）

II.G.3.5 外国出願許可申請はどの当局に行わなければならないのか

英国知的財産庁のセキュリティ・セクションに申請書を提出する。第23条で制限されている資料を含む欧州出願及び国際出願は、英国知的財産庁の国際部門に提出しなければならない。（§ 23.02 Cole & Davis, 2016）

II.G.4 秘密保護による制限が加えられた場合に出願人に対する補償は行われるのか

II.G.4.1 補償額

補償金は、発明の「長所」、その「有用性」、「用途」、その他の事情に照らして国務大臣及び財務省が「合理的」と思料する額でなければならない。（§ 23.06 Cole & Davis, 2016）

II.G.4.2 補償を受ける条件

出願人が禁止の指示により損害を被ったと国務大臣において思料するときは、国務大臣は、補償金を当該出願人に支払うことができる。（§ 23.06 Cole & Davis, 2016）

第22条又は第23条に基づく指示が存在するために従業者発明者の発明に特許が付与されない場合、たとえ使用者が特許付与の状態になった特許出願から著しい利益を得ていたと

しても、従業者は補償金の裁定を申請できないように思われる。(§ 23.06 Cole & Davis, 2016)

II.G.4.3 補償を請求する先の当局はどこか

補償金の申請は、長官又は裁判所に提出しなければならない。

II.G.5 秘密特許出願又は外国出願許可申請を行うための要件

II.G.5.1 秘密特許の出願要件

第 22 条と第 23 条に関連する一切の事項は、英国知的財産庁のセキュリティ・セクションが所在する「The UK-IPO, Room GR70, Concept House, Newport, South Wales NP10 8QQ」宛てに送付するか、手渡しするべきである。その際に「Room GR70 宛て」と明記した封筒に文書を密封し、該当する保安区分に従って送付する。また、第 22 条が適用されるか又は適用される可能性のある出願及び書類も、同様に「Room GR70 宛て」と記載した封筒に入れ、英国知的財産庁のロンドン事務所の営業時間内に、その事務所に手渡しすることができる。このような文書を手渡す者は、Room GR70 に提出する必要があることを受付係に述べる必要がある。(§ 22.09 Cole & Davis, 2016)

II.G.5.2 外国出願許可の申請要件

英国知的財産庁のセキュリティ・セクションに申請することにより、外国出願許可を求めることができ、通常は極めて迅速に取得できる。許可証は通常、ニューポートから同日に発送され、それで十分でない場合には、電話で問い合わせるべきである。

それが許される出願につきセキュリティ・クリアランス取得申請を郵送で行う場合、封筒に「至急： Room GR70, セキュリティ・セクション宛て」と記載することが望ましい。さもなければ、処理の遅れが生ずることが判明している。(§ 23.08 Cole & Davis, 2016)

II.G.6 秘密特許の付与：秘密保護の対象となる発明が特許出願に含まれていると判断された場合にその特許出願はどのように取り扱われるのか

II.G.6.1 秘密保持の対象となる発明を含む出願の実体審査はどのように行われるのか。そのような出願に特許が付与されるのか

秘密保持の指示が効力を有する間は、通常の審査手続に従う必要がある。しかしながら、出願が欧州特許に対するものである場合、欧州特許庁に送付してはならず、国際出願の場合には WIPO 又は国際調査機関に送付してはならない。長官は欧州特許出願に関する情報を欧州特許庁に送付してもよいものの、その義務を負っている場合に限られる。

指示を課すことにより、欧州特許出願が宣言された優先日から 14 か月以内に欧州特許庁に受理されない場合、外国出願の提出に対する同意が得られることを条件として、欧州出願を国内出願に変更することができる。国際事務局が適時に受理することを妨げられ、取り下げたとみなされた国際出願の変更に対応する規定は存在しない。(§ 22.04 Cole & Davis, 2016)

II.G.6.2 特許出願及び／又は付与された特許へのアクセスはどのように制限されるのか

出願から 6 週間以内に禁止命令が下された場合、その出願の詳細は、特許公報にも特許出願登録簿にも表示されない。しかしながら、禁止命令が 5 年の期間内に解除された場合、特許出願登録簿には記載されるものの、特許公報には記載されない。(§ 22.09 Cole & Davis, 2016)

II.G.7 外国出願許可の付与

II.G.7.1 所轄当局が外国出願許可申請を受理した場合、その申請はどのように処理されるのか。特に、申請が承認又は拒絶されるまでにどの程度の時間がかかるのか

英国知的財産庁のセキュリティ・セクションに申請することにより、外国出願許可を求めることができ、通常は極めて迅速に取得できる。許可証は通常、ニューポートから同日に発送され、それで十分でない場合には、電話で問い合わせるべきである。(§ 23.08 Cole & Davis, 2016)

第 22 条に基づく禁止命令が効力を有する発明に対する保護を海外で確保するためには、提案されている出願プログラムを確認でき次第、第 23 条に基づく許可を得るために英国知的財産庁のセキュリティ・セクションに連絡するべきである。希望する出願日までに最低でも 16 週間の期間を見ておくことが望ましい。英国知的財産庁は、必要な許可とともに外国出願の要件に関するガイダンス・メモを用意している。禁止命令の対象となる出願の外国出願のための書類は、公式に認められ、十分に安全な通信チャネルを通じてのみ送付されるべきである。また、希望する出願日の少なくとも 14 週間前までに、防衛省の、英国知的財産庁による許可証に記載された住所で受理されるべきである。(§ 23.09 Cole & Davis, 2016)

II.G.7.2 外国出願許可が付与されるかどうかを所轄当局が決定する際にどのような基準が適用されるのか

英国出願に対して禁止命令が効力を有する間、対応する特許出願を国外に提出することは許されない。英国と他の特定の国々、特に北大西洋条約機構の国々との間には、禁止命令の対象となる特許出願を相互に保全するための取極めが存在する。これらの国で出願するには、英国知的財産庁の許可を求めるべきである。NATO の取極めの下では、発明を対象とする出願が英国で提出されていることが、許可が与えられるための前提条件であるように思われる。幾つかの非 NATO 国とも類似の取極めが存在する。現時点では、以下の国々で提出することが可能である。オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、米国。(§ 23.09 Cole & Davis, 2016)

英国知的財産庁は、必要な許可とともに外国出願の要件に関するガイダンス・メモを用意している。

II.G.8 処罰

II.G.8.1 発明が秘密保護の対象である場合、発明に関する情報を他国に漏らした場合に出願人又は発明者はどのように処罰されるのか

本条に基づく指示に従わない者は、

- (a) 陪審によらない有罪判決をもって1,000ポンド以下の罰金に処し、又は
- (b) 正式の起訴による有罪判決をもって2年以下の禁固又は罰金に処し又はこれらの刑を併科する。

(§ 22(9) UKPA)

II.G.8.2 発明が秘密保護の対象である場合、最初の出願要件及び／又は外国出願許可要件を遵守しなかった出願人はどう処罰されるのか

本条に基づく指示に従わない者は、

- (a) 陪審によらない有罪判決をもって所定の額以下の罰金に処し、又は
- (b) 正式の起訴による有罪判決をもって2年以下の禁固又は罰金に処し又はこれらの刑を併科する。(§ 23(3) UKPA)

いずれかが英国の「居住者」である出願人（又はその代理人）が、出願が軍事技術に関する情報又は国の安全保障又は公共の安寧に害が及ぼされる「虞のある」情報を含むことを知っていたか又は知って然るべきであった場合、最初に海外で出願した場合又は出願の外国における提出に対する英国知的財産庁からの同意を求めることも、6週間の期間が満了するまで待つこともなく海外で出願した場合にのみ、違反が刑事刑罰により処罰される。このため、海外で出願しても法に違反しないという正直かつ思慮の上での見解であれば、たとえその見解が誤りであることが判明したとしても、刑罰を免除される。(§ 23.07 Cole & Davis, 2016)

II.G.9 例えば、異なる国の国民間の協力により発明が複数の国でなされ、特にこれらの国の自国への最初の出願要件及び／又は外国出願許可要件が抵触する場合、発明にはどの規則が適用されるのか

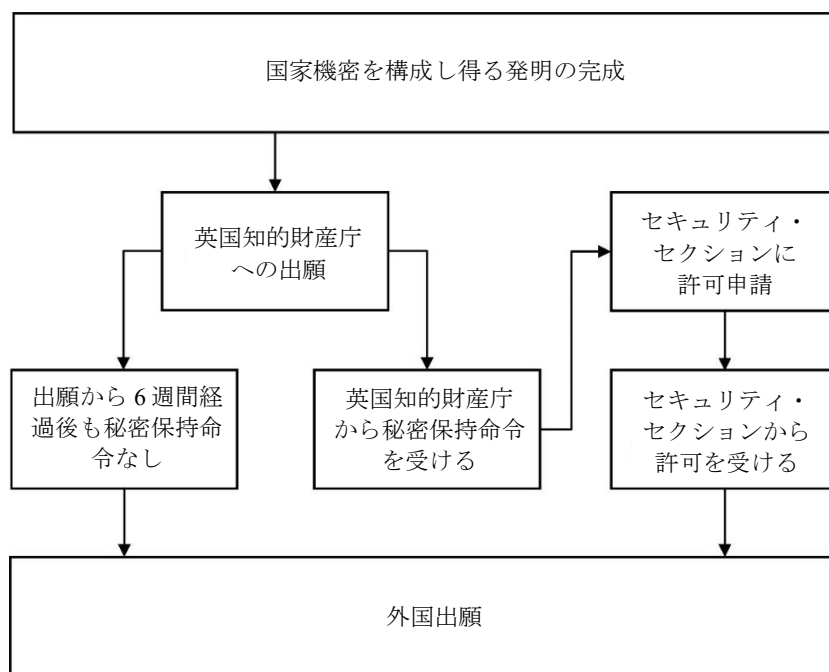
この制限は、英国以外の居住者との共同発明の場合、又は英国の居住者が外国特許出願の共同出願人になることを求める場合にも適用される。外国の企業又は発明者との共同出願の場合、法の本条を遵守することは、英国法と、外国法、特に米国の同等の規定との抵触を生ずる可能性がある。このような状況では、英国知的財産庁のセキュリティ・セクションに連絡することが有益である。(§ 23.03 Cole & Davis, 2016)

幾つかの外国の法律には、法の本条の規定と類似の規定が含まれる。これは、発明が英国の居住者と、本国への申請に基づく事前許可のない外国特許出願に類似の制限を課している他の国の居住者により共同で行われた場合に、複雑な問題を引き起こし、許可証の付与を遅延させる可能性がある。例えば、米国では、許可証を受けていない外国出願は 6 か月間禁じられている。最初に米国特許出願を行うことも、米国特許商標庁から外国出願許可を取得することもなく、発明を事前に米国外に伝達することへの制限に対する違反は、対応する米国特許の無効につながる点に注意すべきである。このため、発明が英国企業の米国子会社の従業員により行われ、英国で最初に出願を行うことを希望する場合、又は出願前に英国の特許弁護士に出願の準備又は審査を依頼する場合でも、英国知的財産庁から輸出許可を取得するなどの予防措置を講じるべきである。(§ 23.06 Cole & Davis, 2016)

II.G.10 特に秘密保護の対象となる発明の特許出願及び外国出願許可申請手続に関し、発明者又は出願人はどのような点に注意すべきか

機密保護指定された出願に取り組んだり、扱ったりする者は、適切なレベルのセキュリティ・クリアランスを所持し、出願を適切な方法で保管しなければならない。機密保護指定された資料を取り扱うには、United Kingdom Security Vetting から発行された適切なセキュリティ・クリアランスを所持しなければならない。詳細は、<https://www.gov.uk/government/organisations/united-kingdom-security-vetting> で確認のこと。
<https://www.gov.uk/government/organisations/united-kingdom-security-vetting>

II.G.11 自国への最初の出願及び／又は外国出願許可要件に関連する手続の流れを示すフローチャート



II.G.12 定義と略語

連合王国	マン島（第 132 条(2)）及び連合王国の領海（第 132 条(3)）を含むものの、チャンネル諸島を含まない。
国務大臣	女王陛下の首席国務大臣の一。特に法のこれらの条文では、防衛長官であると理解する。
UK-IPO	英国知的財産庁

II.G.13 出典

英国特許法	1977 年英国特許法
Cole & Davis 2016	Cole, Paul, and Richard Davis. CIPA Guide to the Patents Acts. Sweet & Maxwell, 2016.

III 比較表

	秘密発明の最初の 出願要件は存在す るか	外国出願許可要件 は存在するか	秘密の（国内、欧 州、又は国際）特 許出願をどの当局 に提出しなければ ならないのか	外国出願許可申請 はどの当局に行わ なければならない のか
ベルギ ー	はい	該当なし	ベルギー知的財産 庁	該当なし
ドイツ	事実上「はい」 （さもなければ外 国への出願が許さ れない）	はい	ドイツ特許商標庁	ドイツ連邦国防省
スペイ ン	はい、外国出願許 可を取得しない限 り	はい	スペイン特許商標 庁	スペイン特許商標 庁
フラン ス	はい、外国出願許 可を取得しない限 り	はい	フランス産業財産 庁	フランス防衛省の フランス知的財産 局
イタリ ア	はい、外国出願許 可を取得しない限 り	はい	イタリア特許商標 庁（欧州分割出願 を除く）	イタリア特許商標 庁
オラン ダ	はい	該当なし	オランダ特許庁	該当なし
英国	実質的に「はい」 （英国特許法第 23 条）	はい	英国知的財産庁	英国知的財産庁の セキュリティ・セ クション

連絡先



Christian W. Appelt

BOEHMERT & BOEHMERT

パートナー

ドイツ及び欧州特許弁護士

Appelt@Boehmert.de

ミュンヘン（ドイツ）



Dr. Giulio Schober

BOEHMERT & BOEHMERT

特許弁護士

Schober@Boehmert.de

ミュンヘン（ドイツ）



Michaël Beck

IPLodge

パートナー

michael.beck@iplodge.be

ヘフェルレー（ベルギー）



Carlos Pires

Balder IP Law S.L.

パートナー

cpires@balderip.com

マドリード (スペイン)



Elisabeth Logeais

UGGC Avocats

パートナー

elo@uggc.com

パリ (フランス)



Carlo Maria Faggioni

Fumero S.r.l.

パートナー

carlo.faggioni@fumero.it

ミラノ (イタリア)



Arjen J.W. Hooiveld

Arnold & Siedsma B.V.

パートナー

AHooiveld@arnold-siedsma.nl

アムステルダム（オランダ）



Dr. Matthew Barton

Forresters IP LLP

パートナー

mbarton@forresters-ip.com

ミュンヘン（ドイツ）

本報告書は、上記の国際的な同僚の支援を受けて BOEHMERT & BOEHMERT により作成された。本報告書の情報の正確さを確保するために合理的な努力が払われているものの、読者（あなた）は、専門家による具体的な助言を得ることなく、その内容に基づき行為すべきではない。BOEHMERT & BOEHMERT も、その国際的な同僚も、本報告書の内容が正確、完全、又は最新であることを、明示又は黙示を問わず、表明又は保証を行わない。当社の責任を除外又は制限することが違法である場合にはそうしないものの、法律で許され得る範囲で、契約、不法行為（過失を含む）、法定義務違反のいずれであるかを問わず、それが予見可能なものであっても、本報告書の内容の使用又はそれへの信頼に基づき又はそれに関連して発生する損失又は損害に関して読者に責任を負わない。